

加美町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

加美町

目 次

はじめに	1
第1章 公共施設等総合管理計画策定にあたって	1
1. 1 計画の目的	1
1. 2 計画の位置付け	2
1. 3 対象施設	3
1. 4 計画期間	4
第2章 公共施設等の現況及び将来見通し	5
2. 1 公共施設等をめぐる現状と課題	5
(1) 公共施設等の現状と課題	5
2. 2 本町の人口や年代別人口についての今後の見通し	10
(1) 総人口・階級別人口の推移	10
(2) 本町人口の将来展望	11
2. 3 財政の現状と公共施設の更新等に係る財政見通し	12
(1) 普通会計（歳入）	12
(2) 普通会計（歳出）	13
(3) 財務会計別の事業費の推移	15
2. 4 公共施設等の更新等に係る経費見込み	16
(1) 公共施設	16
(2) インフラ	18
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	22
3. 1 公共建築物の現状や課題に対する基本的認識	22
3. 2 公共建築物の管理に関する基本的な考え方	22
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針	29
4. 1 公共施設の管理に関する基本方針	29
(1) 公民館・文化施設	29
(2) 図書館	32
(3) 観光施設	33
(4) スポーツ・レクリエーション施設	34
(5) 小・中学校	35
(6) 保育所・幼稚園・こども園	36
(7) 児童館	37
(8) 保健・福祉施設	38
(9) 庁舎等行政系施設	40
(10) 町営住宅	44

(11) その他.....	45
4. 2 インフラの管理に関する基本方針.....	47
(1) 道路・橋梁.....	47
(2) 下水道.....	47
(3) 上水道.....	47
(4) 公園.....	47
第5章 公共施設等総合管理計画の推進に向けて.....	48
5. 1 推進体制の整備.....	48
5. 2 情報公開による問題意識の共有化.....	48
5. 3 住民協働と官民連携の推進.....	48
5. 4 地方公会計制度改革の取組みとの連携.....	48
5. 5 公共交通との連携.....	48
5. 6 個別施設計画の策定に向けて.....	48
5. 7 計画の進行管理.....	49

はじめに

本町は、高度経済成長期の人口増加や多様化する公共サービスの充実化などの住民ニーズに対応するため、学校や公民館等の公共施設等を集中的に整備してきましたが、昨今、一斉に更新時期を迎えることから、国においては、「インフラ長寿命化計画（平成 25 年 11 月）」や総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について（平成 26 年 4 月 22 日）」（以下、「総務省指針」）に基づき、国と地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとしています。

第 1 章 公共施設等総合管理計画策定にあたって

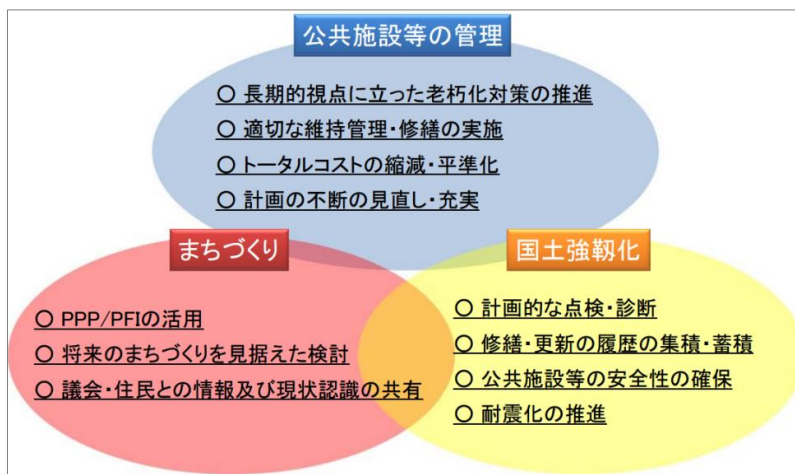
1. 1 計画の目的

本町においては、人口については昭和 30 年をピークに人口減少の一途を辿り、平成 7 年には 30,000 人を割り込み、平成 15 年に旧中新田町、旧小野田町、旧宮崎町が合併したものの、その後も町税収は緩やかな減少傾向となっており、将来的な財政見通しは不透明な状況です。

その一方で、これまで整備されてきた多くの公共施設が今後、順次大規模改修工事や建替え工事の時期を迎えることから、多額の整備費用が発生することが想定されています。

このため、本町では総務省指針に基づき、加美町公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」）を策定し、公共施設とインフラの総合的かつ計画的な管理を適正に図っていきます。

図1-1 公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ



出典：総務省「公共施設等総合管理計画策定指針の概要」（平成26年4月22日）

※ P F I

P F I法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方法。

※ P P P

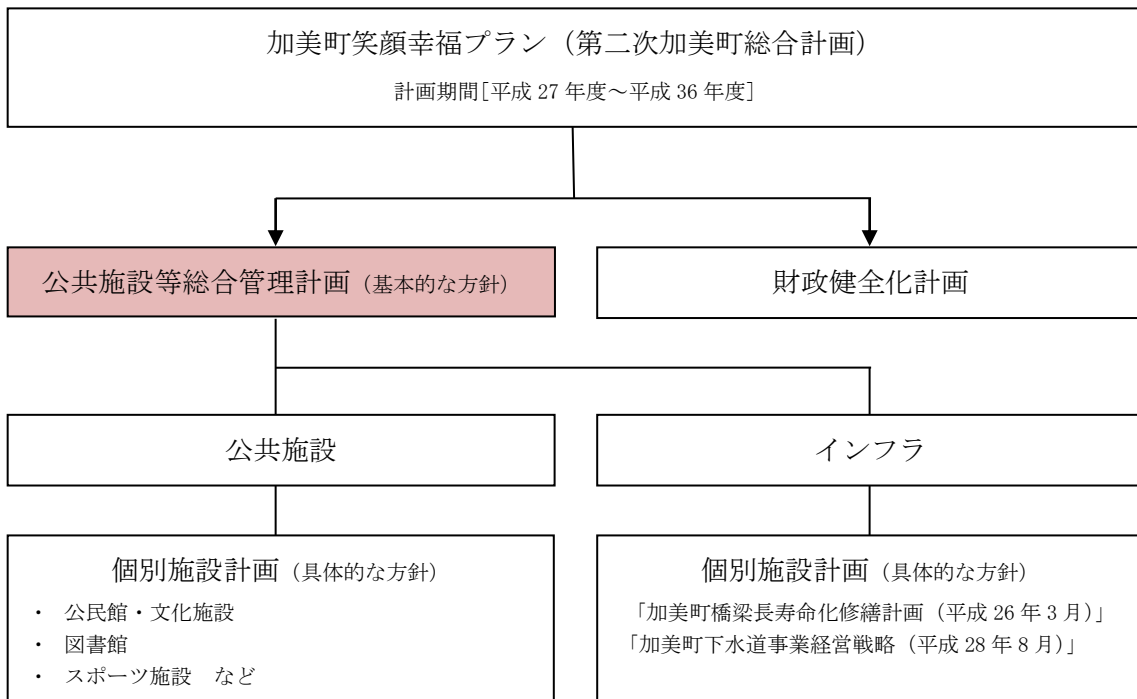
公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るもの。

1. 2 計画の位置付け

本町では、「加美町笑顔幸福プラン（第二次加美町総合計画）」において、「効率的な行政運営の推進」の実現のため、庁舎等公共施設の整備、再編を掲げています。そこで本計画では、総合計画を上位計画に位置づけ、公共施設等の総合的な管理の方針を定めています。

また、本計画策定後に作成する個別施設計画では、修繕計画や長寿命化計画等の個別施設に対する具体的な管理の計画を策定していくことになります。

図1-2 計画の位置づけ



1. 3 対象施設

本計画の対象となる公共施設等は、役場庁舎や公民館、学校などのいわゆるハコモノにあたる公共施設（以下、「公共施設」）と、道路、上水道、下水道などのインフラ（以下、「インフラ」）の全施設を対象とします。

表 1-1 公共施設の分類別施設数及び延床面積（平成 29 年 1 月現在）

大分類	中分類	施設数		延床面積（㎡）	
公民館・文化施設	集会施設	24	44	12,542.23	35,680.18
	文化施設	2		8,510.31	
	博物館等	4		2,412.00	
	産業系施設	14		12,215.64	
図書館	図書館	1	1	2,878.00	2,878.00
観光施設	観光施設	12	12	10,571.88	10,571.88
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	8	14	14,060.01	23,157.01
	レクリエーション施設	6		9,097.00	
小・中学校	小学校	10	13	34,033.00	56,026.00
	中学校	3		21,993.00	
保育所・幼稚園・こども園	保育所	1	7	2,104.50	5,817.13
	幼稚園	1		700.00	
	こども園	5		3,012.63	
児童館	児童館	4	4	1,491.00	1,491.00
保健・福祉施設	高齢福祉施設	6	17	952.49	10,592.57
	障害福祉施設	2		999.09	
	その他社会福祉施設等	8		7,881.10	
	保健施設	1		759.89	
庁舎等行政系施設	庁舎・支所等	3	92	6,840.25	22,893.65
	その他行政系施設	21		14,792.28	
	消防施設	68		1,261.12	
町営住宅	町営住宅	13	13	24,421.28	24,421.28
その他	供給処理施設	6	20	1,839.81	2,873.46
	公園	9		424.65	
	その他	5		609.00	
合計		237	237	196,402.16	196,402.16

表 1-2 インフラの数量（平成 28 年 2 月現在）

項目	数量概要		所管課
	延長	面積	
道路	727,043m	3,995,877 m ²	建設課
橋梁	4,587m	28,125 m ²	建設課
公園	21 箇所	437,678 m ²	建設課
下水道	管路延長 159,200m		上下水道課
上水道	管路延長 368,651m		上下水道課

1. 4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）～平成 68 年度（2056 年度）までの 40 年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や施策効果に対する評価を踏まえ、およそ 10 年ごとに必要に応じて見直しを行うものとします。

計画期間：平成 29 年度（2017 年度）～平成 68 年度（2056 年度）

第2章 公共施設等の現況及び将来見通し

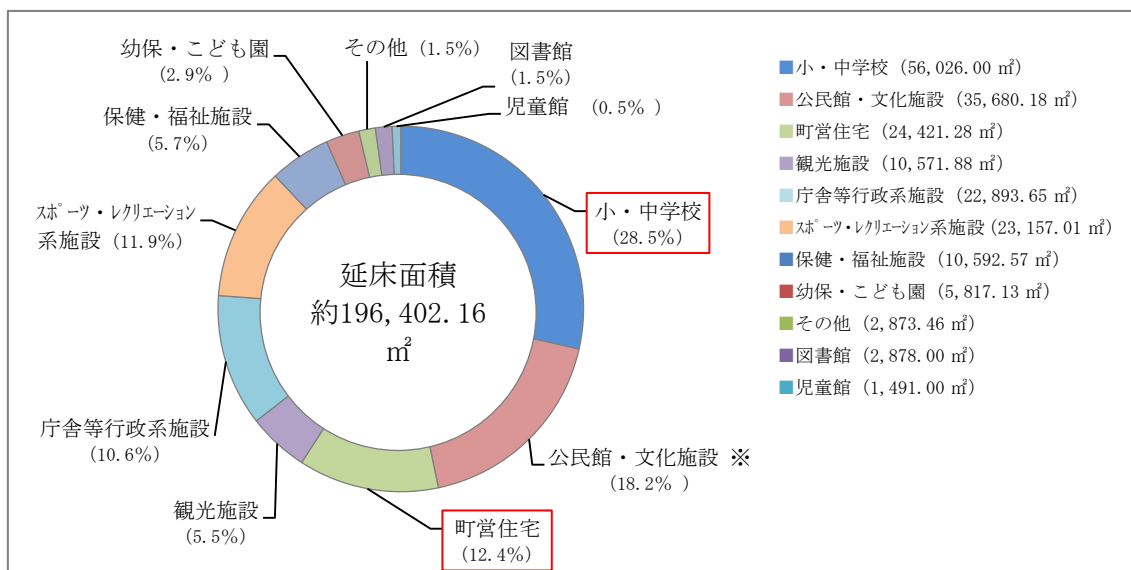
2. 1 公共施設等をめぐる現状と課題

(1) 公共施設等の現状と課題

1-1. 公共施設の延床面積の割合

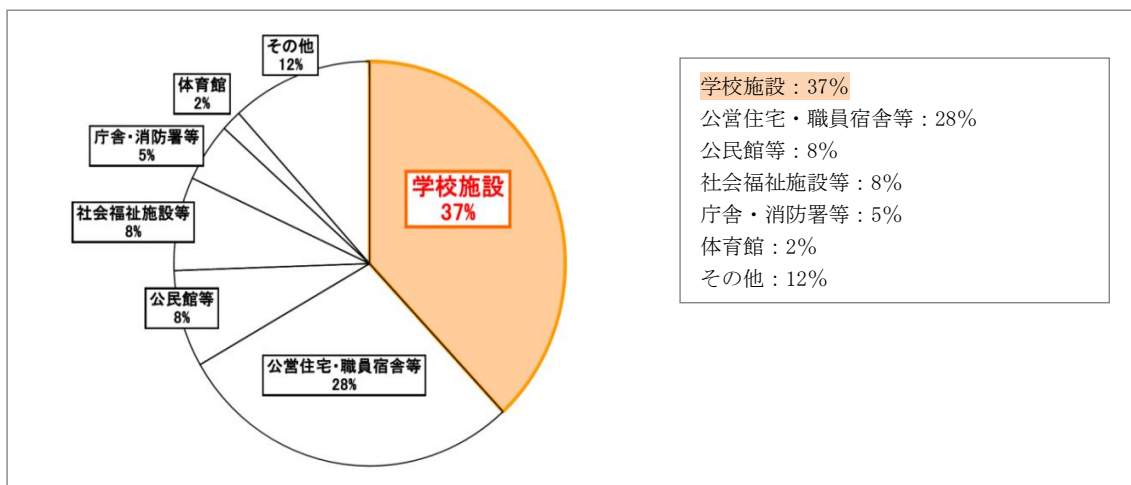
本町の公共施設の全延床面積は、約 196,402.16 m²であり、その中でも、全国的な傾向と同様に学校教育施設が約 28.5% (約 56,026.00 m²) を占めており、次いで、公民館・文化施設が約 18.2% (約 35,680.18 m²)、町営住宅が約 12.4% (約 24,421.28 m²) となっています。

図 2-1 公共施設の大分類別延床面積の割合



※ 公民館・文化施設には、産業系施設 (14 施設、約 12,215.64 m²) を含む

図 2-2 公共施設における学校施設の割合 (全国)



出典：文部科学省「学校施設の老朽化対策について」(平成 25 年 3 月)

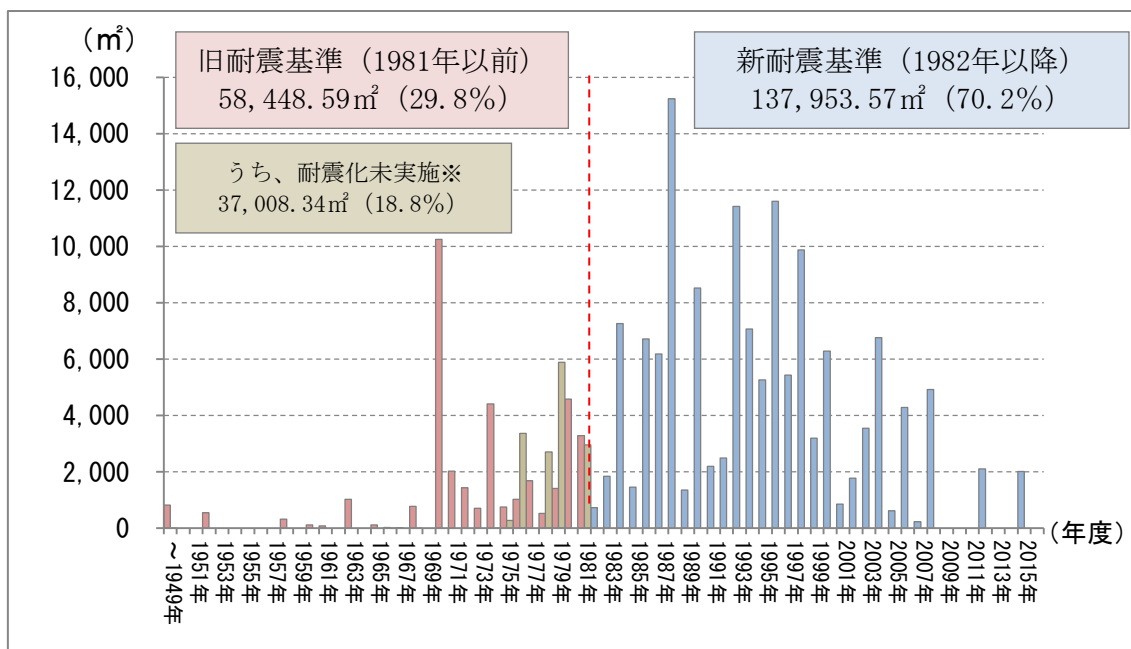
1-2. 公共施設の耐震化

本町の公共施設は、町民のニーズに応じて、1990年（平成2年）頃に集中して整備してきました。

公共施設の耐震化については、昭和56年（1981年）以前の旧耐震基準で建設された建物の延床面積は58,448.59㎡で全体の29.8%、昭和57年（1982年）以降の新耐震基準で建設された建物は137,953.57㎡で全体の70.2%となっています。

また、施設や設備の大規模改修など、一般的に一定の整備が必要とされる目安である建築後30年を経過した施設は、平成28年度（2016年度）2月末時点で72,725.53㎡（82施設）であり、全体のおよそ37.0%を占めており、今後も増加傾向になることを示しています。

図 2-3 公共施設の耐震化状況



出典：総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」試算結果より

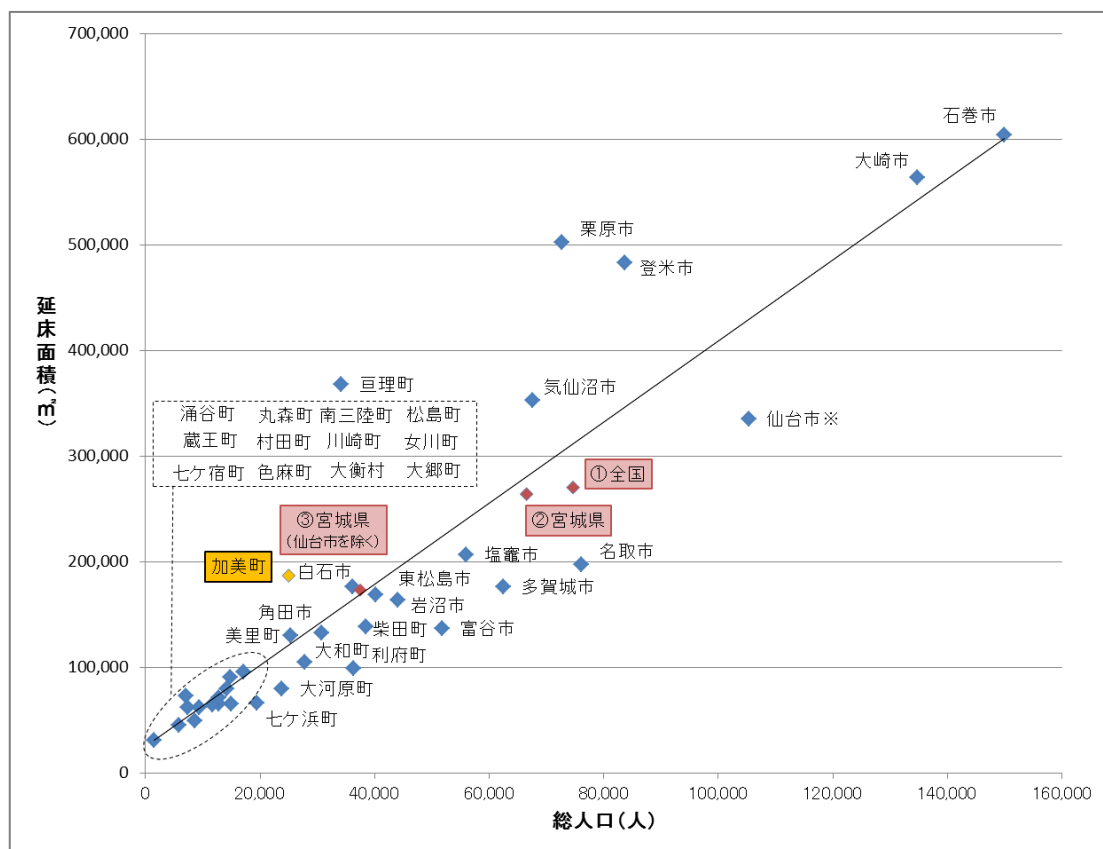
※ 耐震化未実施には、不明を含む

1-3. 町民 1 人あたりの数値の比較

<人口 1 人あたりの延べ床面積 (m²/人)>

平成 26 年度の本町の人口 1 人あたりの公共施設の延床面積は、7.49 m²となっています。
 ①全国平均：3.62 m²、②宮城県内の自治体平均：3.97 m²、③宮城県内の自治体平均[仙台市を除く]：4.62 m²となっており、本町はいずれの平均よりも多く、県内自治体では 6 番目に多くなっています。

図 2-4 人口 1 人あたりに対する総延べ床面積の比較



出典：総務省「平成 26 年度地方財政統計年報第 6 表 性質別歳出入内訳-6-3 維持補修費及び受託事業費の目的別内訳」

※加美町と全国、宮城県、宮城県（仙台市を除く）を比較するための数値補正について

①全国は、全国の市町村数：1,718 市町村※1 で除算。②宮城県は、県内の市町村：35 市町村※2 で除算。③宮城県内の自治体(仙台市を除く)は、県内の市町村：34 市町村で除算。仙台市は、10 で除算。

※1 全国の市町村数は、総務省「広域行政・市町村合併」(平成 26 年 4 月 5 日)より抜粋

※2 宮城県の市町村数は、宮城県「合併による市町村数の変遷について」(平成 21 年 9 月 1 日現在)より抜粋

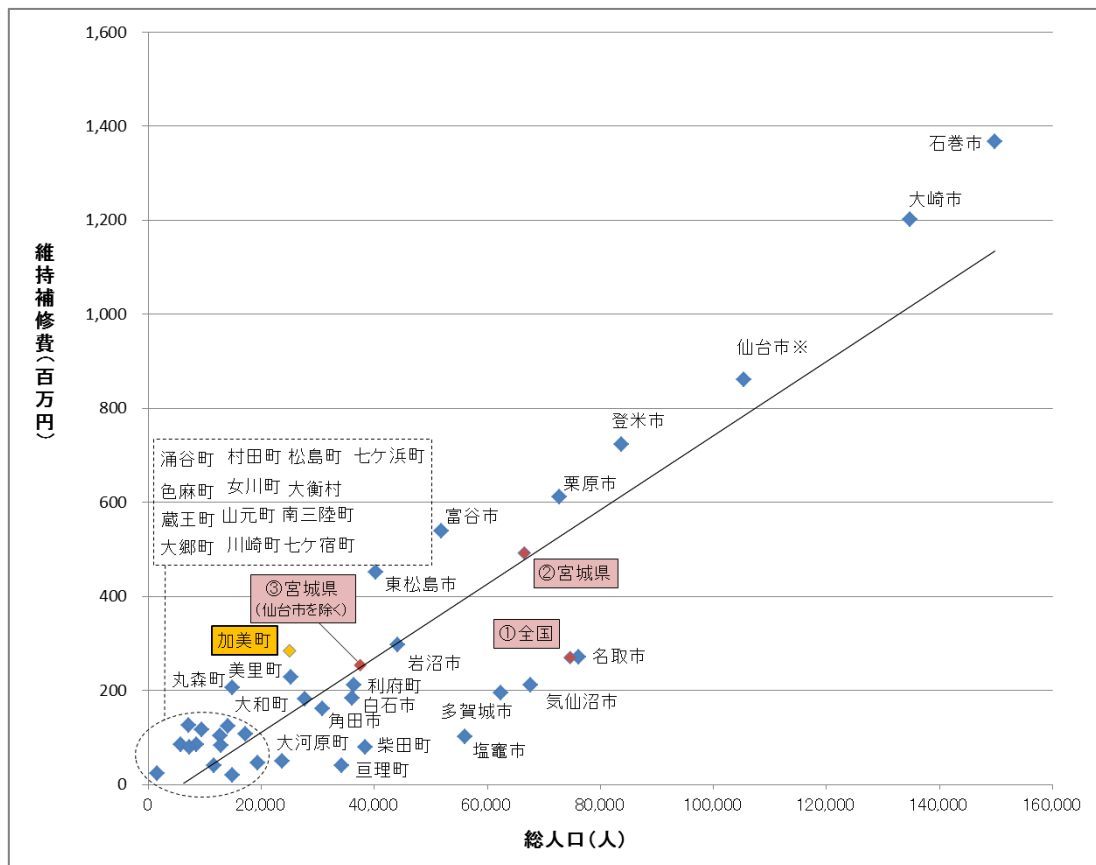
※3 建物延床面積は、総務省「公共施設状況調-経年比較表(2014 年)」より

※4 図 2-4 中の直線は、回帰直線(直線の中で散布数値との誤差の二乗が最小となるもの(最小二乗法))である。

<人口1人あたりの維持補修費（千円/人）>

平成26年度の本町の人口1人あたりの維持補修費は、9.89千円となっています。①宮城県内の自治体平均：7.22千円、②宮城県内の自治体平均[仙台市を除く]：6.79千円、③全国平均：3.40千円となっており、本町はいずれの平均よりも高く、県内自治体では10番目に高くなっています。

図2-5 人口1人あたりの維持補修費の比較



出典：総務省「平成26年度地方財政統計年報第6表 性質別歳出入内訳-6-3 維持補修費及び受託事業費の目的別内訳」

※加美町と全国、宮城県、宮城県（仙台市を除く）を比較するための数値補正について

①全国は、全国の市町村数：1,718市町村※1で除算。②宮城県は、県内の市町村：35市町村※2で除算。③宮城県内の自治体(仙台市を除く)は、県内の市町村：34市町村で除算。仙台市は、10で除算。

※1 全国の市町村数は、総務省「広域行政・市町村合併」(平成26年4月5日)より抜粋

※2 宮城県の市町村数は、宮城県「合併による市町村数の変遷について」(平成21年9月1日現在)より抜粋

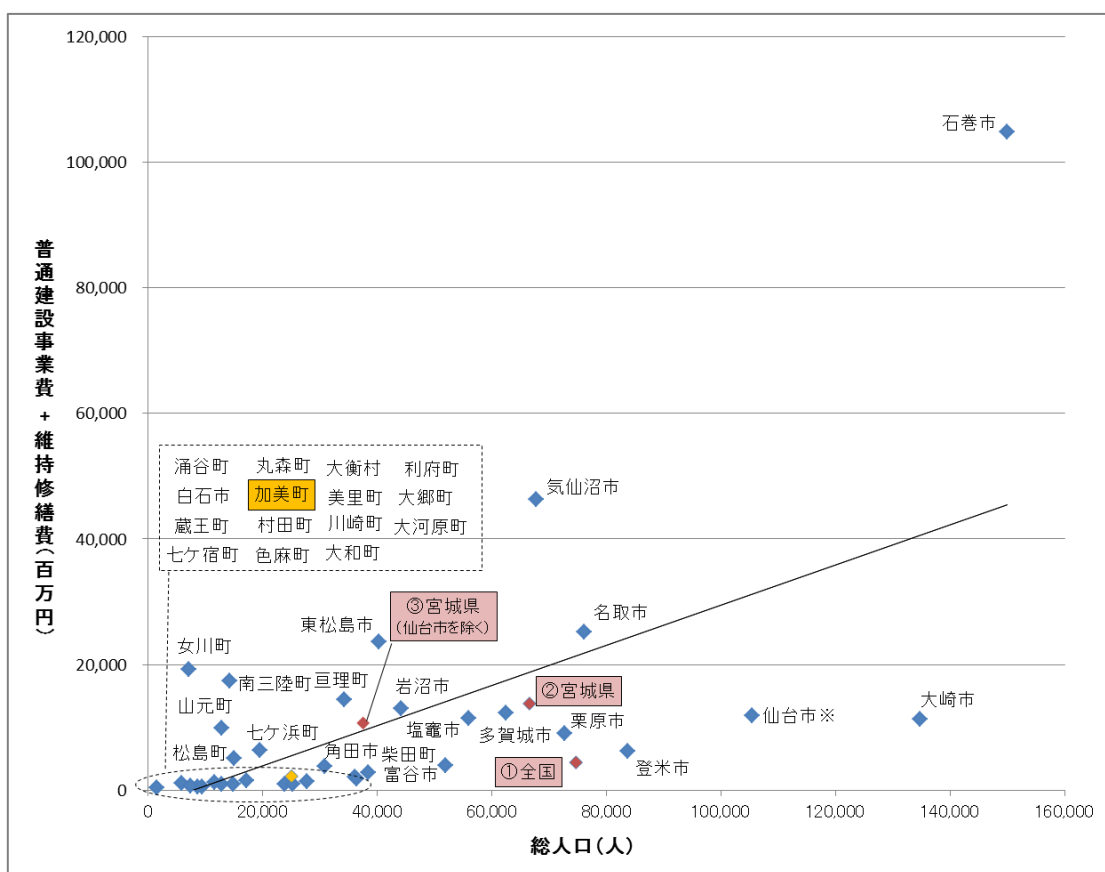
※3 建物延床面積は、総務省「公共施設状況調-経年比較表(2014年)」より

※4 図2-5中の直線は、回帰直線(直線の中で散布数値との誤差の二乗が最小となるもの(最小二乗法))である。

<人口1人あたりの普通建設事業費+維持補修費（千円/人）>

平成26年度の本町の人口1人あたりの普通建設事業費+維持補修費は、89.87千円となっています。①全国平均：59.64千円、②宮城県内の自治体平均：207.77千円、③宮城県内の自治体平均[仙台市を除く]：285.93千円となっており、全国平均よりは高くなっていますが、県内自治体では14番目に低くなっています。

図2-6 人口1人あたりの普通建設事業費+維持補修費の比較



出典：総務省「平成26年度地方財政統計年報第6表 性質別歳出内訳-6-3 維持補修費及び受託事業費の目的別内訳」

※加美町と全国、宮城県、宮城県（仙台市を除く）を比較するための数値補正について

①全国は、全国の市町村数：1,718市町村※1で除算。②宮城県は、県内の市町村：35市町村※2で除算。③宮城県内の自治体(仙台市を除く)は、県内の市町村：34市町村で除算。仙台市は、10で除算。

※1 全国の市町村数は、総務省「広域行政・市町村合併」(平成26年4月5日)より抜粋

※2 宮城県の市町村数は、宮城県「合併による市町村数の変遷について」(平成21年9月1日現在)より抜粋

※3 建物延床面積は、総務省「公共施設状況調-経年比較表(2014年)」より

※4 図2-6中の直線は、回帰直線(直線の中で散布数値との誤差の二乗が最小となるもの(最小二乗法))である。

2. 2 本町の人口や年代別人口についての今後の見通し

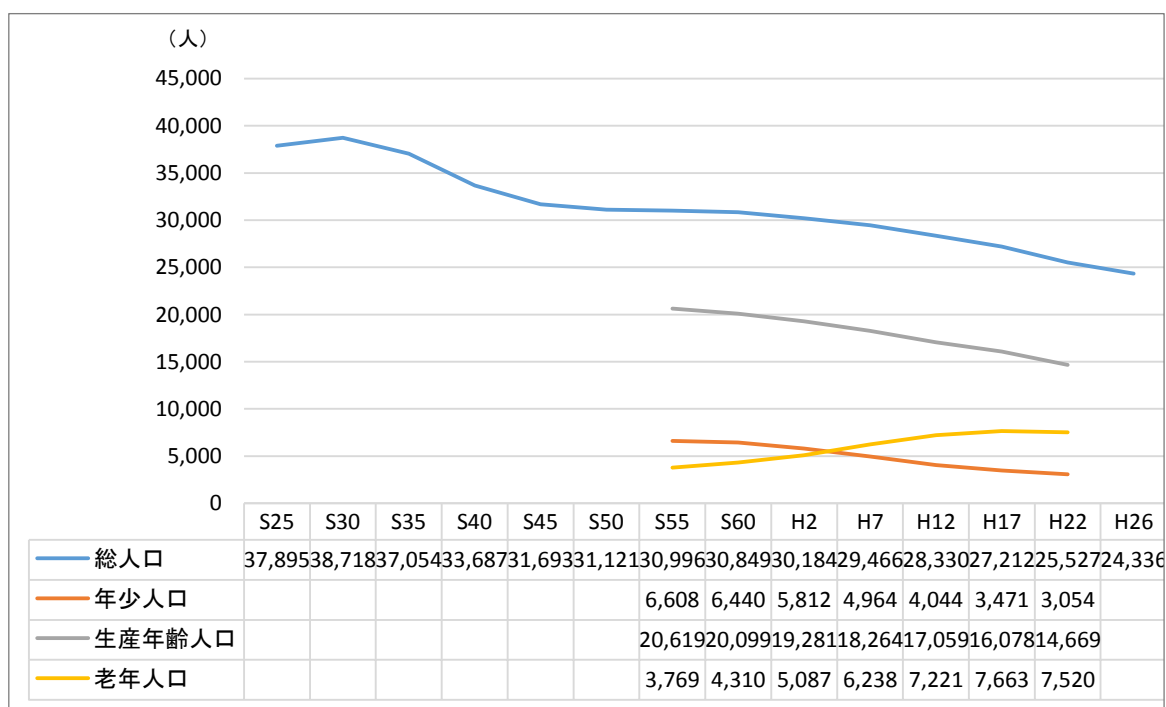
(1) 総人口・階級別人口の推移

本町の総人口は、ピークである昭和 30 年度（1955 年度）の 38,718 人から減少の一途をたどり、平成 7 年度（1995 年度）には 30,000 人を割り込むなど、人口減少に歯止めがかからない状況です。

階級別年齢の推移をみると、総人口・年少人口・生産年齢人口は長期的な減少傾向にある反面、65 歳以上の老年人口は増加を続けています。

その結果、平成 7 年度（1995 年度）には年少人口数と老年人口数が逆転し、かつ、その差が年々開いており、少子高齢化が進展している状況にあります。

図 2-7 総人口・年齢区分別人口の推移

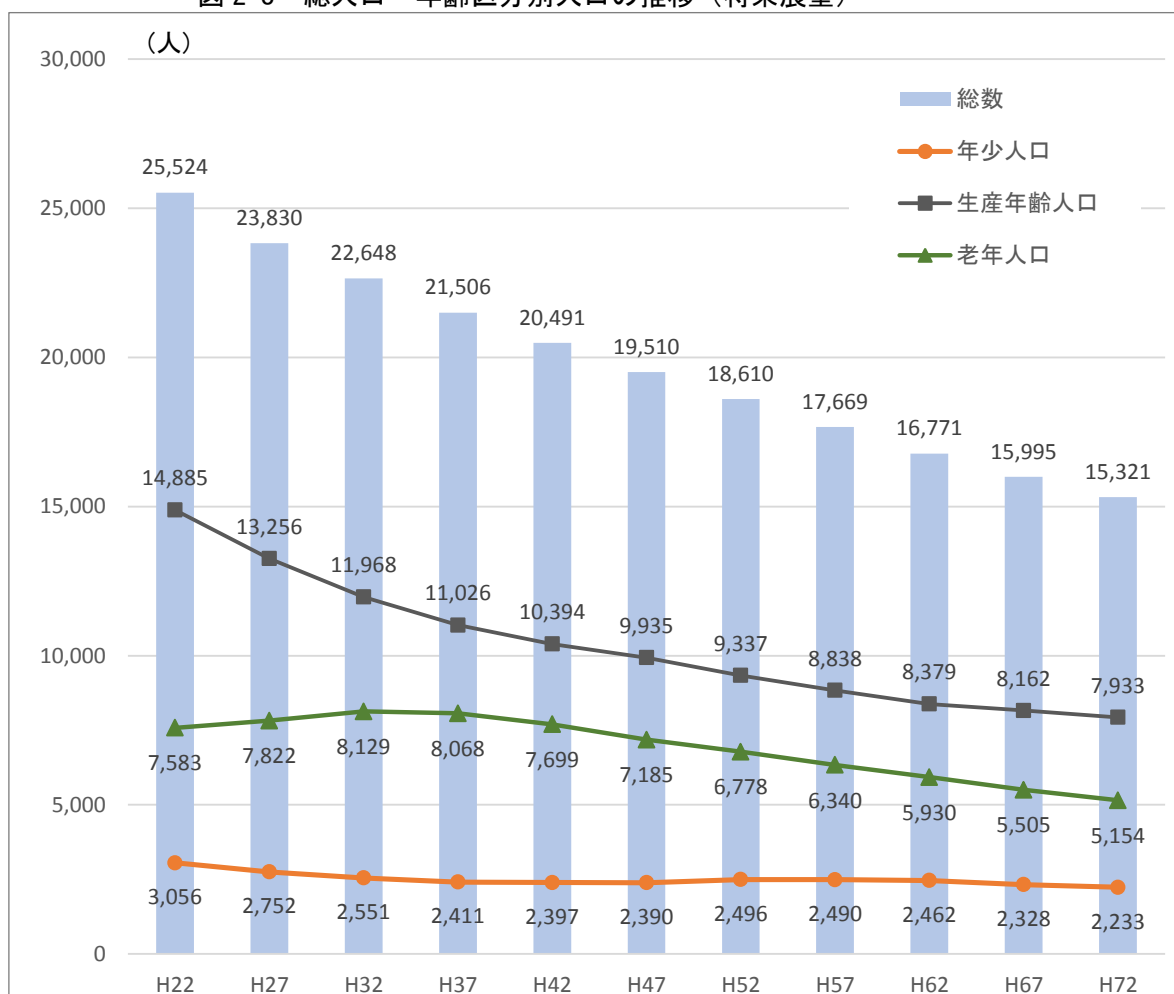


出典：「加美町人口ビジョン」より

(2) 本町人口の将来展望

本町では、人口減少に歯止めをかけるため、「加美町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、出生率の向上と効果的な人口誘導施策の実現により、第二次総合計画の目標とする「平成 37 年度（2025 年度）時点で 21,500 人、平成 72 年度（2060 年度）時点で 15,000 人」の確保に積極的に取組み、若年・子育て世帯の積極的な移住定住促進により、年少人口・生産年齢人口の減少の改善を図ることとしています。

図 2-8 総人口・年齢区分別人口の推移（将来展望）



	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62	H67	H72
年少人口割合	12.0%	11.5%	11.3%	11.2%	11.7%	12.3%	13.4%	14.1%	14.7%	14.6%	14.6%
生産年齢人口割合	58.3%	55.6%	52.8%	51.3%	50.7%	50.9%	50.2%	50.0%	50.0%	51.0%	51.8%
老年人口割合	29.7%	32.8%	35.9%	37.5%	37.6%	36.8%	36.4%	35.9%	35.4%	34.4%	33.6%

出典：「加美町人口ビジョン」より

2. 3 財政の現状と公共施設の更新等に係る財政見通し

(1) 普通会計（歳入）

1-1. 歳入の推移

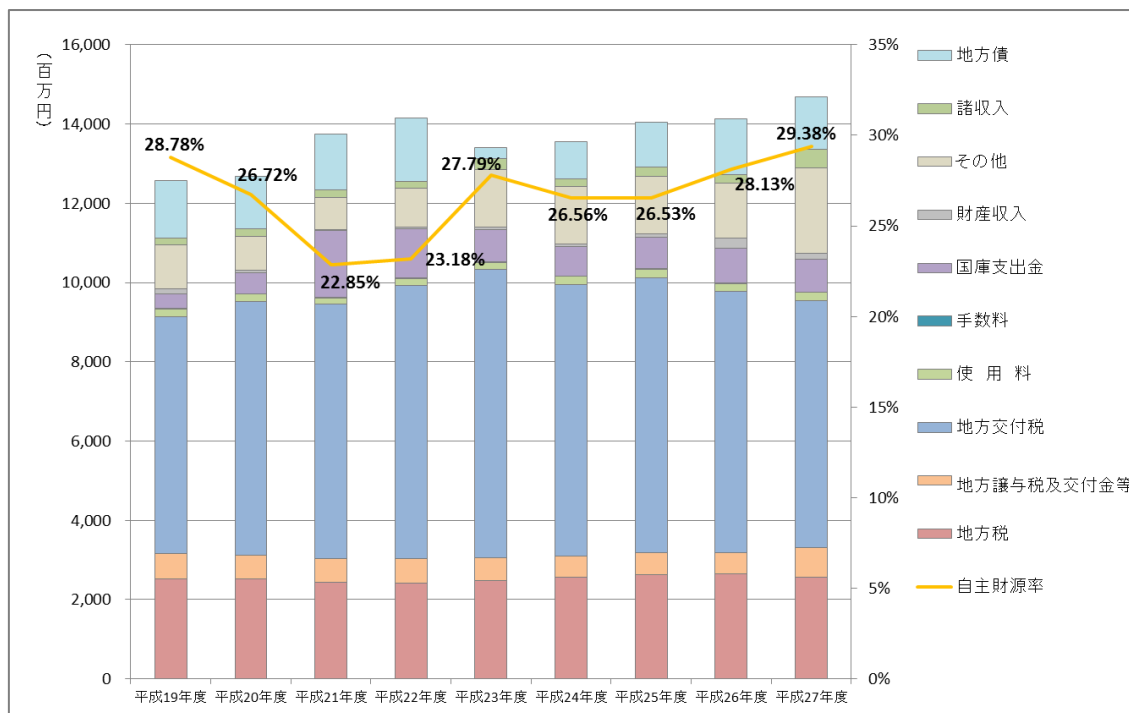
本町の普通会計（歳入）は、平成19年度から平成27年度について、約140億円程度で推移しています。自主財源比率は、概ね30%弱の水準で推移しています。

表 2-1 普通会計歳入の推移

単位：千円

年度	地方税	地方譲与税 及交付金等	地方交付税	使用料	手数料	国庫支出金	財産収入	その他	諸収入	地方債	歳入合計
平成19年度	2,530,444	638,669	5,970,168	186,950	16,534	366,732	134,392	1,112,047	161,074	1,461,700	12,578,710
平成20年度	2,515,276	608,427	6,399,654	180,173	15,697	525,653	72,355	853,308	189,557	1,310,100	12,670,200
平成21年度	2,446,505	584,367	6,416,532	169,286	15,026	1,672,914	36,500	808,583	180,849	1,412,600	13,743,162
平成22年度	2,423,071	611,135	6,894,194	172,391	13,723	1,241,873	36,582	989,577	168,969	1,591,100	14,142,615
平成23年度	2,489,515	576,776	7,257,202	178,372	14,391	824,536	62,670	1,442,292	278,386	278,386	13,402,526
平成24年度	2,560,084	547,017	6,851,597	193,941	14,625	748,033	62,376	1,447,140	195,522	933,450	13,553,785
平成25年度	2,635,651	538,075	6,946,652	209,384	14,623	788,341	86,200	1,464,121	233,719	1,121,500	14,038,266
平成26年度	2,641,732	545,092	6,580,935	207,054	14,260	870,160	257,216	1,398,957	215,421	1,398,600	14,129,427
平成27年度	2,570,078	751,558	6,217,525	206,351	15,171	830,902	138,182	2,170,927	456,248	1,335,100	14,692,042

図 2-9 普通会計の推移（歳入）



出典：総務省「市町村別決算状況調」（平成19年度～平成25年度）より
 ※平成26年度、平成27年度の歳入は、加美町「主要施策の成果に関する説明書」歳入決算額より

- ※ 「地方譲与税及交付金等」の内訳は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税（交付金）、ゴルフ場利用税（交付金）、特別地方消費税、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方特例交付金の合計
- ※ 「地方交付税」の内訳は、普通交付税、特別交付税、震災復興特別交付税の合計
- ※ 「その他」の内訳は、交通安全対策、分担金及び負担金、国有提供施設等、都道府県支出金、寄付金、繰入金、繰越金の合計

(2) 普通会計（歳出）

2-1. 歳出の推移

普通会計の推移（歳出）は、平成19年度（2007年度）から平成27年度（2015年度）について約130億円程度で推移しています。

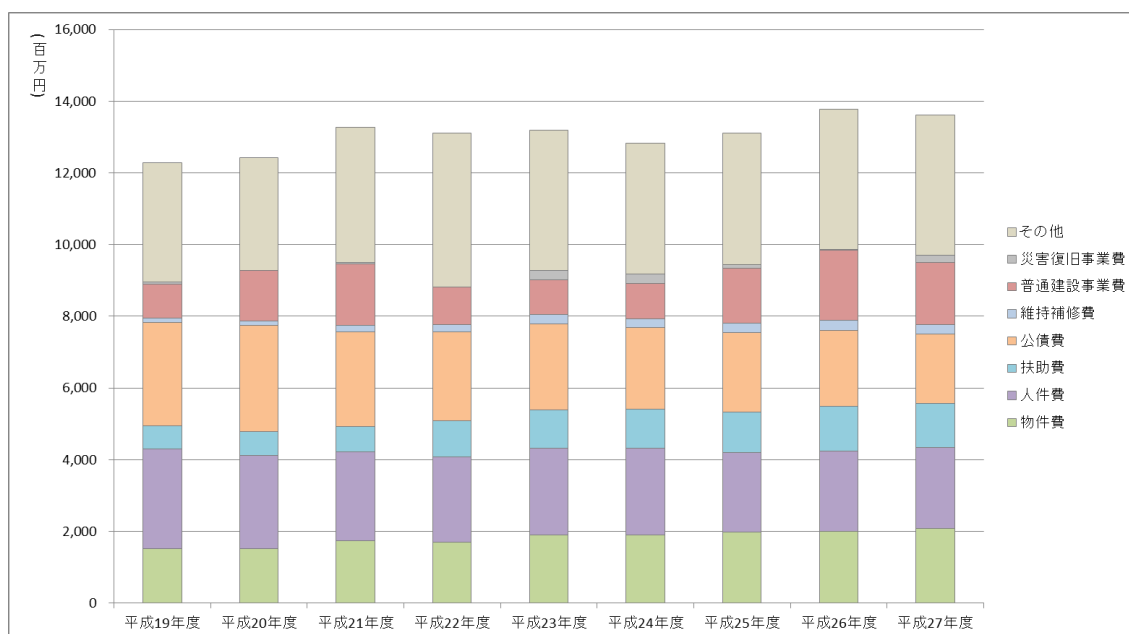
高齢化の進展による扶助費の増加傾向と、公共施設等の維持補修費の増加傾向がみられます。今後も高齢化や施設の老朽化に伴う改修等が見込まれるため、さらに増加していく見込みとなっています。

表 2-2 普通会計歳出の推移

単位：千円

年度	物件費	人件費	扶助費	公債費	維持補修費	普通建設事業費	災害復旧事業費	その他	歳出合計
平成19年度	1,507,710	2,785,079	658,768	2,878,146	123,009	936,908	60,016	3,324,002	12,273,638
平成20年度	1,506,334	2,611,276	661,856	2,974,478	111,473	1,413,340	9,424	3,128,935	12,417,116
平成21年度	1,733,231	2,483,849	700,167	2,647,918	186,309	1,711,672	31,501	3,775,855	13,270,502
平成22年度	1,688,400	2,398,160	988,818	2,482,099	206,414	1,049,621	3,139	4,293,923	13,110,574
平成23年度	1,899,294	2,424,216	1,055,871	2,398,255	263,314	976,887	269,866	3,906,751	13,194,454
平成24年度	1,895,000	2,418,447	1,094,884	2,271,788	237,554	999,725	264,068	3,642,903	12,824,369
平成25年度	1,972,648	2,232,621	1,120,779	2,219,581	250,929	1,545,371	91,589	3,684,270	13,117,788
平成26年度	1,997,135	2,249,233	1,248,248	2,104,193	284,376	1,961,203	19,028	3,910,569	13,773,985
平成27年度	2,080,767	2,259,688	1,237,935	1,935,821	246,655	1,739,582	199,208	3,910,569	13,610,225

図 2-10 普通会計の推移（歳出）



出典：総務省「市町村別決算状況調」（平成19年度～平成25年度）より

※「その他」は、積立金、出資金貸付金、繰出金、補助費等の合計

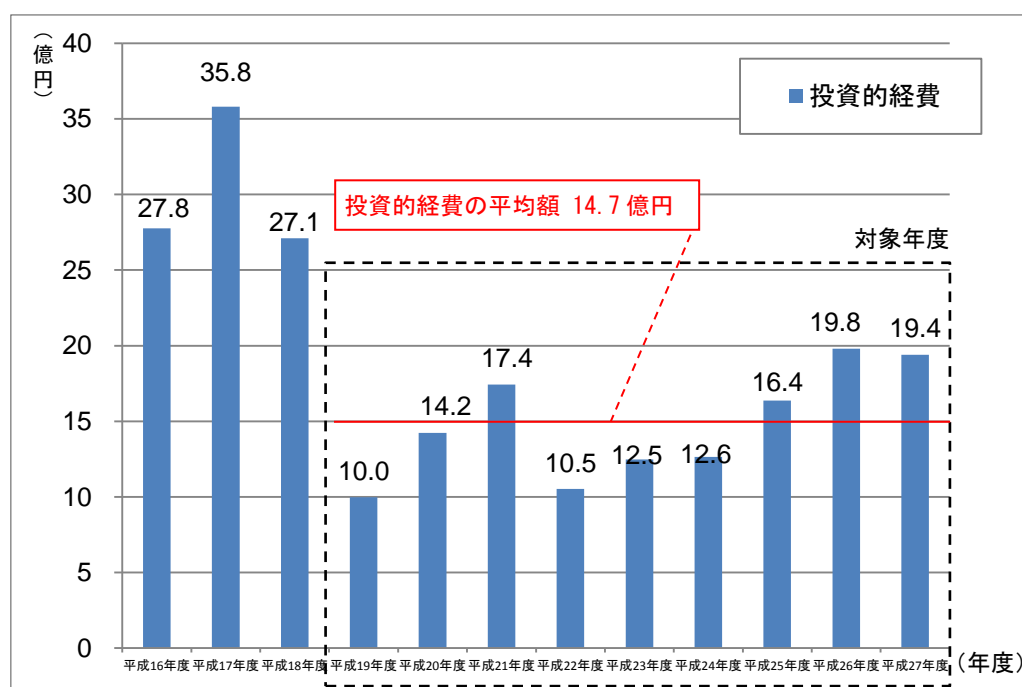
※平成26年度、平成27年度の歳出は、加美町「主要施策の成果に関する説明書」歳出決算額より

2-2. 投資的経費の推移

公共施設等の整備・更新に係る投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の合計）は、図 2-11 のような推移となっています。

この投資的経費の一般的な水準については、平成 15 年度（2003 年度）の市町村合併に伴い合併特例債が発行されたため、平成 19 年度（2007 年度）以降の投資的経費の平均額が妥当といえます。平成 19 年度～平成 27 年度の投資的経費の平均額は、14.7 億円となっています。

図 2-11 投資的経費の推移



出典：総務省「地方財政状況調査関係資料 市町村決算カード（平成 19 年度～平成 27 年度）」

投資的経費の平均額：14.7 億円

(3) 財務会計別の事業費の推移

3-1. 一般会計と特別会計の事業費の推移

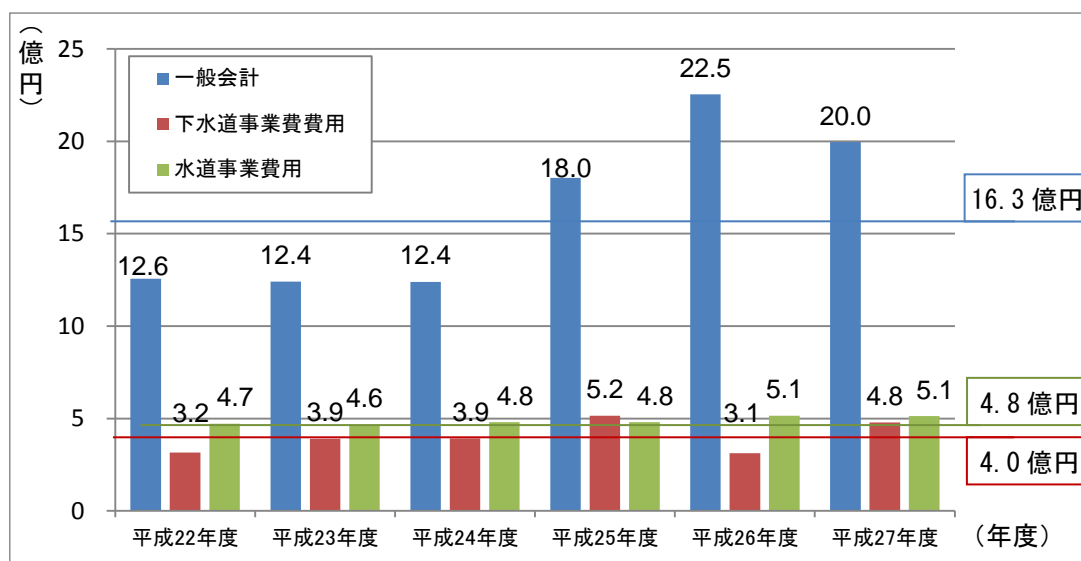
本計画では、全ての公共施設を対象としていますが、特別会計により事業運用している施設もあることから、一般会計と特別会計を分けて取り扱います。

本町では、平成 15 年度の市町村合併にあわせて上下水道課を設置し、水道事業・下水道事業にかかる事業費については、下水道事業会計、水道事業会計として特別会計で運用しています。

平成 22 年度～平成 27 年度の一般会計の普通建設事業費及び維持補修費の平均額は、16.3 億円となっており、下水道事業会計の下水道事業費用の平均額は 4.0 億円、水道事業会計の水道事業費用の平均額は 4.8 億円となっています。

一般会計：普通建設事業費及び維持補修費の平均額：16.3 億円
 下水道事業会計：下水道事業の平均額：4.0 億円
 水道事業会計：水道事業の平均額：4.8 億円

図 2-12 一般会計と特別会計の事業費の推移



出典：加美町「主要施策の成果に関する説明書」（平成 22 年度～平成 27 年度）より

※ 下水道事業費用は、決算額の総額から公債費を除いた決算額、水道事業費用は、営業費用で計上

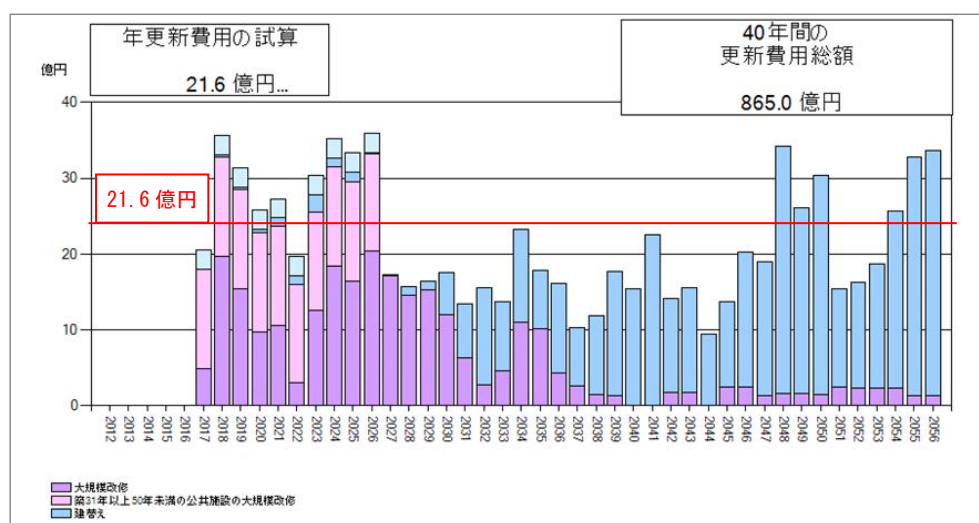
2. 4 公共施設等の更新等に係る経費見込み

公共施設等の更新等に係る経費見込みについては、総務省が推奨する一般社団法人地域総合整備財団「公共施設等更新費用試算ソフト」（以下、「総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」」）を活用して行いました。

(1) 公共施設

公共施設の延床面積の総合計は、平成 28 年度時点で約 194,065.06 m²であり、今後 40 年間の更新費用額は約 865.0 億円（1 年あたり約 21.6 億円）と予想されます。

図 2-13 将来の更新費用の推計（公共施設）



出典：総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」試算結果より

公共施設の更新費用の算定方法

- 更新費用の試算については、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト（平成 28 年度版）」を活用。
- 耐用年数は 60 年と設定し、試算期間を 40 年間とした。
- 大分類別の更新単価は、以下のように設定。

大分類	大規模改修工事	建替え工事
	初期設定 (標準)	初期設定 (標準)
実施年	30 年	60 年
公民館・文化施設、図書館、産業系施設、 医療施設、庁舎等行政系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
スポーツ施設、観光施設、保健・福祉施設、 その他、上水道施設、下水道施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
小・中学校、保育所・幼稚園・こども園、 児童館、町営住宅	17 万円/m ²	33 万円/m ²

- 延床面積に更新単価を乗じて算定。

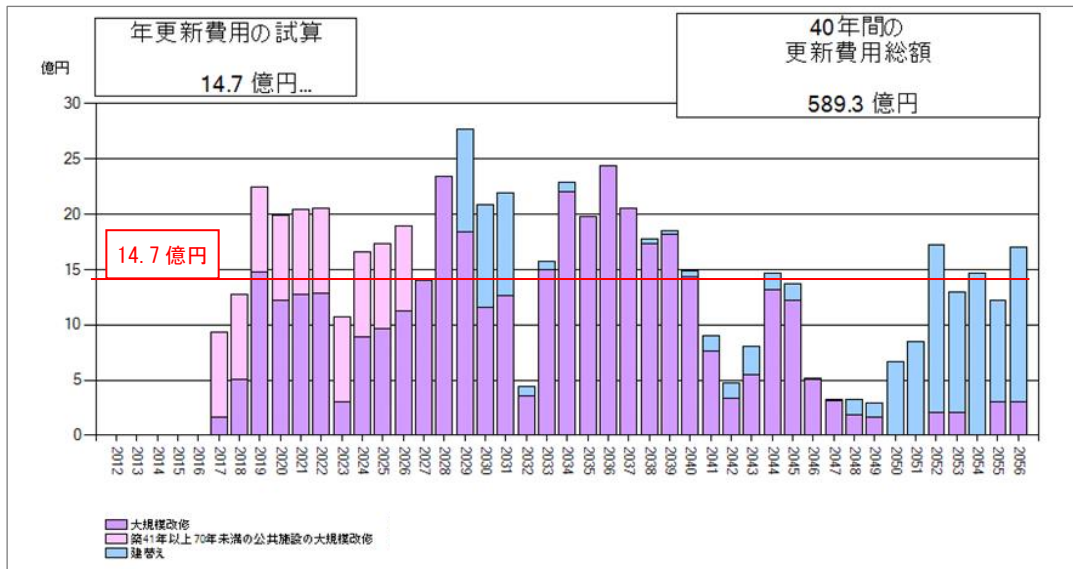
40 年間の更新費用試算額	約 865.0 億円
年間平均	約 21.6 億円

＜参考推計：公共施設の全施設を長寿命化した場合の将来更新費用の推計＞

公共施設等の将来の更新費用の推計については、今後40年間の更新費用額は、約865.0億円（1年あたり21.6億円）と想定されています。これについては、公共施設の耐用年数を60年とした場合の試算結果であり、大規模修繕工事や建替え工事の機会に長寿命化の工事を施すことにより、物理的な耐用年数を伸ばして、更新費用の低減化を図ります。

そこで、長寿命化した場合の試算にあたっては、対象の全公共施設について長寿命化を図った場合の設定として、耐用年数を80年まで延命できるものとし、更新単価を初期設定値の2割増した推計を行いました。その結果、長寿命化した場合の今後40年間の更新費用額は、約589.3億円（1年あたり14.7億円）と想定され、通常の場合より約30%の更新費用額の費用低減効果があると想定される結果となりました。

図 2-14 更新費用の試算結果（長寿命化で推計した場合）



出典：総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」試算結果より

表 2-3 大規模改修工事費用、建替え工事費用の設定値

大分類	大規模改修工事単価		建替え工事単価	
	初期設定 (標準)	長寿命化 した場合	初期設定 (標準)	長寿命化 した場合
実施年	30年	40年	60年	80年
公民館・文化施設、図書館、産業系施設、医療施設、庁舎等行政系施設	25万円/㎡	30万円/㎡	40万円/㎡	48万円/㎡
スポーツ施設、観光施設、保健・福祉施設、その他、上水道施設、下水道施設	20万円/㎡	24万円/㎡	36万円/㎡	43万円/㎡
小・中学校、保育所・幼稚園・こども園、児童館、町営住宅	17万円/㎡	20万円/㎡	33万円/㎡	39万円/㎡

通常時	40年間の更新費用試算額	約865.0億円
	年間平均	約21.6億円
長寿命化	40年間の更新費用試算額	約589.3億円
	年間平均	約14.7億円

(2) インフラ

①道路

道路の総面積は、約 3,995,877 m²であり、今後 40 年間の更新費用額は、約 500.9 億円（1 年あたり約 12.5 億円）と予想されます。

道路の更新費用の算定方法

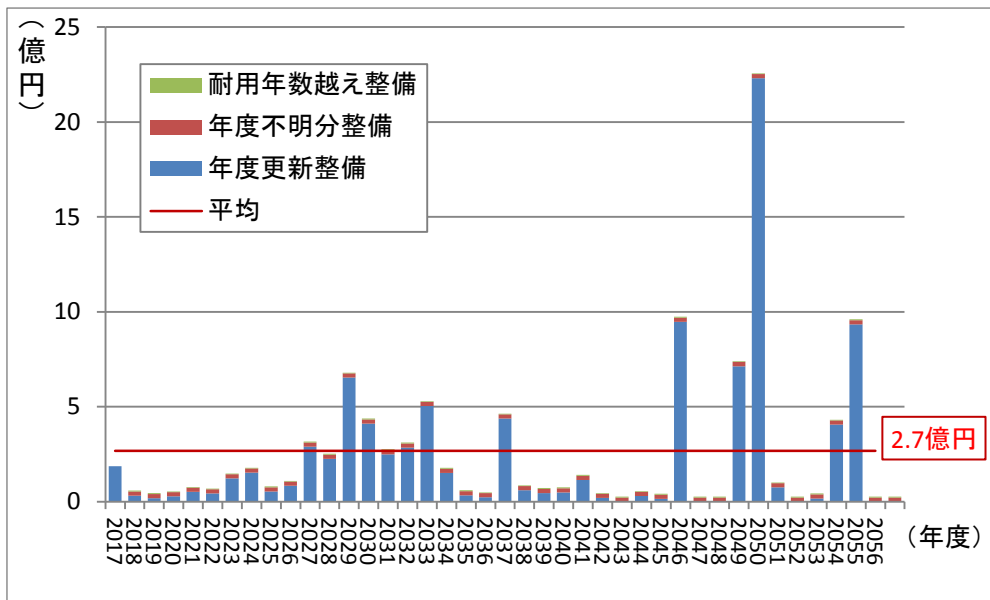
- ・ 更新費用の試算については、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書（平成 23 年 3 月）」の算定の考え方にもとづき算定。
- ・ 耐用年数は 15 年と設定し、試算期間を 40 年間とした。
- ・ 総面積を耐用年数の 15 年で割った面積（1/15）を毎年更新すると設定。
- ・ 更新単価は、4,700 円/m²と設定。
- ・ 道路面積に更新単価を乗じて算定。
- ・ 道路の総延長、総面積は、「道路橋りょうの数値に関する調」（平成 27 年 4 月 1 日）より。

40 年間の更新費用試算額	約 500.9 億円
年間平均	約 12.5 億円

②橋梁

橋梁の面積は、約 28,125 m²であり、今後 40 年間の整備額は、約 107.3 億円（1 年あたり約 2.7 億円）と予想されます。

図 2-15 構造別面積による将来の更新費用の推計（橋梁）



出典：総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」試算結果より

橋梁の更新費用の算定方法

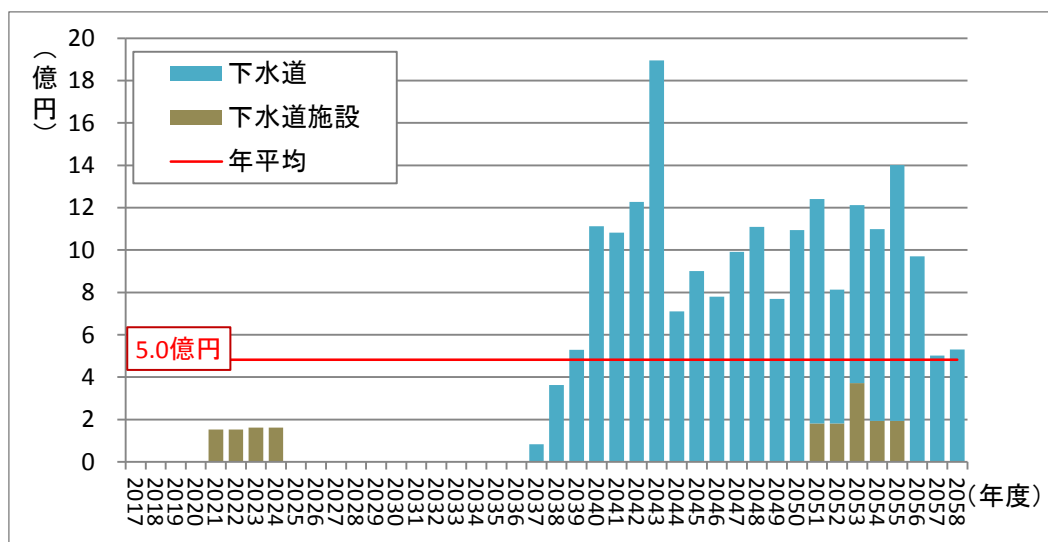
- ・ 更新費用の試算については、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト（平成 28 年度版）」を活用。
- ・ 耐用年数は 60 年と設定し、試算期間を 40 年間とした。
- ・ 現状が鋼橋の橋梁については、そのまま鋼橋にて更新し、それ以外の橋梁については、PC 橋で更新すると設定。
- ・ 更新単価は、鋼橋を 500 千円/m²、PC 橋を 425 千円/m²と設定。
- ・ 橋梁面積に更新単価を乗じて算定。
- ・ 橋梁の総延長、総面積は、「加美町橋梁台帳一覧」より

40 年間の更新費用試算額	約 107.3 億円
年間平均	約 2.7 億円

③下水道

下水道の管路延長は、約 159,200m であり、今後 40 年間の整備額は、約 199.6 億円（1 年あたり約 5.0 億円）と予想されます。

図 2-16 管種別年度別延長による将来の更新費用の推計（下水道）



出典：総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」試算結果より

下水道の更新費用の算定方法

- ・ 更新費用の試算については、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト（平成 28 年度版）」を活用。
- ・ 耐用年数は 50 年と設定し、試算期間を 40 年間とした。
- ・ 更新単価は、管種別に以下のように設定。

管種	更新単価
コンクリート管	124 千円/m
陶管	
塩ビ管	
更生管	134 千円/m

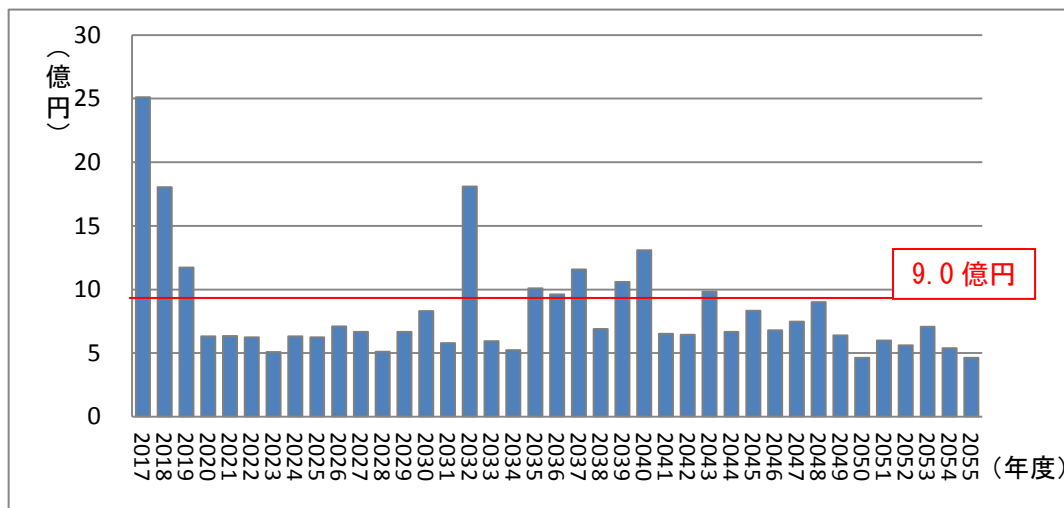
- ・ 総延長を耐用年数の 50 年で割った延長（1/50）を毎年更新すると設定。
- ・ 管種ごとの延長に更新単価を乗じて算定。
- ・ 下水道の総延長、管種、管径は、「管渠延長調書」より

40 年間の更新費用試算額	約 199.6 億円
年間平均	約 5.0 億円

④上水道

上水道の管路延長は、約 368,651m であり、今後 40 年間の整備額は、約 360.1 億円（1 年あたり約 9.0 億円）と予想されます。

図 2-17 管径別年度別延長による将来の更新費用の推計（上水道）



出典：総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」試算結果より

上水道の更新費用の算定方法

- ・ 更新費用の試算については、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト（平成 28 年度版）」を活用。
- ・ 耐用年数は 40 年と設定し、試算期間を 40 年間とした。
- ・ 更新単価は、管径別に以下のように設定。

管種	管径	単価	管種	管径	単価
導水管	～300mm 未満	100 千円/m	配水管	～150mm 以下	97 千円/m
	300～500mm 未満	114 千円/m		～200mm 以下	100 千円/m
	500～1000mm 未満	161 千円/m		～250mm 以下	103 千円/m
	1000～1500mm 未満	345 千円/m		～300mm 以下	106 千円/m
送水管	～300mm 未満	100 千円/m		～350mm 以下	111 千円/m
	300～500mm 未満	114 千円/m		～400mm 以下	116 千円/m
				～450mm 以下	121 千円/m
				～500mm 以下	128 千円/m

- ・ 総延長を耐用年数の 40 年で割った延長（1/40）を毎年更新すると設定。
- ・ 管径ごとの延長に更新単価を乗じて算定。
- ・ 総延長、管種、管径は「平成 26 年度：加美町上水道口径別配水管調書（全地区）」より

40 年間の更新費用試算額	約 360.1 億円
年間平均	約 9.0 億円

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3. 1 公共建築物の現状や課題に対する基本的認識

本町の公共施設等をもたらすサービスは、そこに暮らす町民や地域コミュニティにとって欠かすことのできない大事な財産です。しかし、時が進むにつれ公共施設等も次第に劣化します。社会状況が変化し、現状では全体的に公共施設等の老朽化が進んでおり、今後も公共施設等の維持には、多額の費用が必要となることが予想される一方、財源確保は困難な状況が見込まれています。

この現状を理解したうえで、合理的な資産管理を行うことで公共施設等の適切な老朽化対策を実行し、町民へのサービスを維持していくこととします。

3. 2 公共建築物の管理に関する基本的な考え方

今後の公共施設等を取り巻く様々な状況と時代の変化に対応し、町民の財産である公共施設等を有効に活用・管理していくための基本的な考え方を次のとおり定めます。

<基本的な方針>

【公共施設】の全体方針

40年間で30%以上のコスト削減を図ります

① 施設の長寿命化

～適切な点検・診断の実施と、予防保全型維持管理の推進～

全ての公共施設が長寿命化できると仮定した場合に、将来更新費用において約30%の費用低減効果があると推計されるため、できるだけ多くの公共施設での長寿命化を図ります。

② 総量縮減と施設配置の最適化

～施設の統合および廃止、施設配置の最適化の検討～

更新費用に充当できる財源の厳しい見直しに対応するため、公共施設の統合及び廃止等の総量削減に努めます。総量削減にあたっては、施設の適正配置もあわせて検討します。

③ 維持管理コストの削減

～民間活力の導入検討～

維持管理コストの削減に取組みながら、町民サービス水準の更なる向上を図るため、民間事業者等の資金や経営能力及び技術的能力を活用したPFI事業や指定管理者制度等の導入検討を行います。

【インフラ】の全体方針

長寿命化によりコスト削減を図ります

① 維持管理コストの削減

～適切な点検・診断の実施と、予防保全型の修繕・改修の実施による
長寿命化の推進～

②安全の確保

～施設の老朽化状況や損傷箇所等の把握、事故の発生・拡大の防止～

＜項目別の実施方針＞

① 点検・診断等の実施

公共施設等を保全・管理していくうえで、まずは必要となる情報を確保するための点検・診断等が重要であり、これにより今後、管理を適切に実施することが可能となります。

点検・診断等については、日常的及び定期的を実施し、施設の建設年次のみならず、施設の老朽化、改修の必要性などの個別状況を十分に勘案します。

インフラについては、国や県などが定めた点検・診断等に係る各種指針等に従い、適切な点検・診断等を実施し、各種長寿命化計画策定に活用します。

こうして点検・診断等で得た情報は、関係部署間において共有し、維持管理や安全管理に有効活用できるように記録化を推進し、次回の点検・診断等への活用を図ります。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

今後も引き続き、町民に安定的にサービスを提供するためには、限られた財源の中で、維持管理・修繕・更新等を実施する必要があります。損傷や不具合といった「事後保全型」の対応ではなく、点検・診断等の実施結果を踏まえ、計画的な「予防保全型維持管理」での対応への転換を図る必要があります。これにより、予期しない不具合の発生や、修繕にかかる時間や費用を抑え、施設利用者の安全で快適な利用環境の維持、施設の長寿命化に繋げ、ライフサイクルコスト（生涯費用）の削減に結びつけるよう努めます。

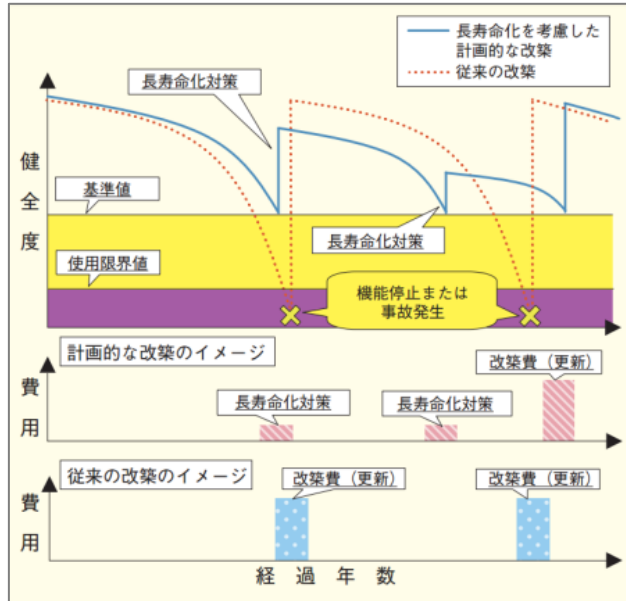
経常修繕や設備保守等の維持管理については、法令等に準拠した適切な維持管理の実施とともに、機械による無人化・省エネ型設備の設置等を検討し、維持管理費用の低減を推進します。

施設の更新・大規模改修の実施については、施設毎の適正配置等について検討するとともに、点検・診断等の結果に基づき老朽化等の施設の状況を的確に把握し、耐用年数及び施設の利用状況等も勘案し、総合的に判断し決定します。

施設の複合化を目的とした、機能向上や延命化を図るための大規模修繕については、施設類型別の再配置計画等を踏まえ、更新をせずに施設の延命効果が確保できることなどの費用対効果を検証の上で、今後とも長期存続が必要な施設を最優先として、計画的に実施するものとします。

建替え等の更新は、少子高齢化や人口減少等による利用需要の変化等を考慮したうえで、必要最低限の更新工事を行うよう計画します。

図 3-1 予防保全対策を考慮したライフサイクルコストの低減

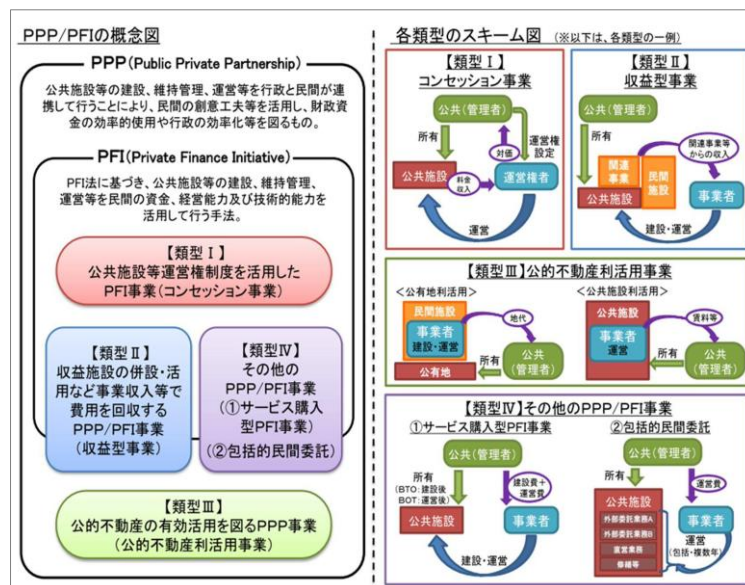


出典：国土交通省「国土交通白書」（平成 22 年度）

また、建替え工事の計画については、同種類似施設の統廃合に関して検討を行うこととします。さらに、更新の際には国や県の各種補助制度や PPP/PFI 手法等の民間活力の活用を検討し、施設の有効活用と財政負担の軽減を図るよう努めます。

インフラについては、長寿命化計画等に基づいた修繕・更新を計画的に実施することで、生活に支障をきたすことのない老朽化対策と安全管理を計画します。

図 3-2 PPP/PFI 推進アクション例



出典：内閣府「PPP/PFI 推進アクションプラン」（平成 28 年 5 月 18 日）

※ コンセッション（公共施設等運営権）事業

コンセッション（公共施設等運営権）事業は、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

③ 安全確保の実施方針

本町においては、今後老朽化した公共施設等が急増する見込みであり、耐震補強等による安全確保の実施は重要な取組み事項となります。

点検・診断等の結果において危険性が認められた施設等については、使用中止や早期の改修工事等の措置を講じ、町民の安全を第一と捉え、人損や物損の防止に努めます。さらに、用途廃止等によって今後の使用目的のない建物については、長期放置による事故等を防止するために建物の解体撤去を推進します。

安全確保の対策を実施する際には、町民を始めとした施設利用者へ速やかに情報の提供・公開を行い、施設管理者としての説明責任を果たすように努めます。

④ 耐震化の実施方針

本町では、過去の甚大な地震被害を教訓として、公共施設等の耐震化に取り組んでおり、学校教育施設については平成 27 年度にほぼ全建物の耐震化を完了しました。

今後も、公共施設の劣化状況等の個別事情を踏まえつつ、国の定める耐震基準を遵守して適切な耐震化を実施します。また、現状において耐震化が未了である施設については、施設の統廃合や存続等の方針を策定したうえで、計画的に実施します。

⑤ 長寿命化の実施方針

本町では、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づいて、既に長寿命化計画を策定して公共施設の長寿命化に取り組んでおり、今後も引き続き適切な実施を図るとともに、策定済みの計画に基づき、継続的に実施していきます。

なお、建物の長寿命化については、適正配置を考慮し、必要な施設に対して重点的な実施を図ります。また、本町における施設の重要性や長期的な必要性を踏まえて、補修・補強工事を推進し、公共施設の有効活用を図るものとします。

⑥ 統合や廃止の推進方針

本町では、合併以前の公共施設等を継承しており、町内全域に類似施設等が重複している状況にあります。したがって、今後は、将来の人口動態、社会情勢および財政状況を踏まえて、施設の適正配置を検討することが重要となってきます。

公共施設等の統合や廃止については、施設の利用状況や建物の老朽化状況及び町内全域での適正配置を考慮します。しかし、町民を安全に確保するためには、緊急避難所等としての重要性も判定から外すことはできません。このことを踏まえたうえで、統廃合・廃止・継続使用について検討し、民間での事業連携が可能な施設については、指定管理者制度の導入など効率的な施設運営に取り組みます。

また、継続使用する施設については、適正な規模の縮減、維持管理費の低減及び稼働率の向上等の効果的な利用を図るために、同種類似施設の集約化や施設用途が異なる施設の同一建物での複合化を図ります。なお、用途廃止した施設のうち、使用可能な建物については、転用による有効活用を図るとともに、老朽化が著しく修繕効果が低いと判断された施設は、解体撤去を行い、跡地については、他の公共施設用地への転用や売却など PPP/PFI 手法等の有効活用等を図ります。

統廃合等に関する各種施策の実施については、地域住民との事前調整を図り、生活に支障をきたすことのないように努めます。

図 3-3 学校施設と他の公共施設の複合化イメージ（例）



出典：文部科学省「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」

(平成 25 年 3 月)

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

限りある財源を町民サービスに効果的・効率的に提供するために、ハード・ソフトの両面から公共施設等の実態を一体的に管理するとともに、情報を共有化し、総合的かつ戦略的に推進する組織の構築を目指します。

<平成 27 年度実施の町民アンケート結果から>

平成 27 年度実施の町民アンケート結果から、次のことがいえます。

サービス水準を維持するための工夫

公共施設のサービス水準を維持するための工夫について、「公共施設を集約し、維持・建替え費用を減らす」(67.3%)や「公共施設以外の事業を見直し、その分の財源をあてる」(19.2%)等の回答が多くなっています。

そこで本計画では、公共施設の段階的な集約検討を見据えた対策について推進することとします。

官民連携等による公共施設の維持管理

官民連携による維持管理については、観光施設、スポーツ施設、図書館への官民連携による活用に賛成する意見が多く、特に観光施設は 30.9%で最も多くなっており、反対意見では、小・中学校について反対する意見が 15.6%で最も多くなっています。

そこで今後の本計画や個別計画の策定にあたっては、観光施設やスポーツ施設については、積極的な官民連携を推進し、小・中学校については、官民連携以外の手法による維持管理について検討します。

公共施設の再編・複合化に伴う負担の許容範囲について

公共施設の再編・複合化に伴い、移動時間の増大や利用料金の変更などについては、回答者の半数以上が許容できる(15.0%)、ある程度許容できる(46.3%)との意見が多くなっています。

そこで施設の統廃合を検討する際は、利用状況を踏まえた適正配置や利用料金の見直しを検討します。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

4.1 公共施設の管理に関する基本方針

(1) 公民館・文化施設

対象施設数	44 施設
所管課	宮崎公民館、農林課、生涯学習課、総務課、小野田文化会館、町民課、商工観光課、中新田公民館、中新田文化会館
総延床面積	約 35,680.18 m ²

対象施設一覧 (1/2)

※築年数は、平成 29 年 (2017 年) 2 月時点を基準として記載

No.	中分類	地区	施設名	築年数	延床面積
203	文化施設	中新田	中新田文化会館	37	2,438.31
111	文化施設	小野田	小野田文化施設	13	6,072.00
206	博物館等	中新田	東北陶磁文化館	17	1,032.00
207	博物館等	中新田	墨雪墨絵美術館	30	153.00
208	博物館等	中新田	縄文芸術館	29	228.00
51	博物館等	宮崎	ふるさと陶芸館	29	999.00
39	集会施設	宮崎	宮崎生涯学習センター	9	980.00
40	集会施設	宮崎	農村環境改善センター	36	1,609.51
41	集会施設	宮崎	旭地区公民館	41	1,007.98
197	集会施設	中新田	中新田公民館	44	1,458.00
198	集会施設	中新田	鳴瀬地区公民館	42	698.00
199	集会施設	中新田	広原地区公民館	40	702.00
214	集会施設	中新田	中新田交流センター	27	2,859.00
221	集会施設	中新田	上狼塚集会所	15	89.00
230	集会施設	中新田	四日市場宿コミュニティーセンター	16	170.00
231	集会施設	中新田	前田集会所 (前田住宅)	45	98.00
232	集会施設	中新田	並柳集会所 (並柳住宅)	29	68.00
116	集会施設	小野田	西小野田地区公民館	43	660.00
117	集会施設	小野田	北原集会所	9	103.00
118	集会施設	小野田	滝庭地区多目的集会施設	25	110.00

対象施設一覧 (2/2)

No.	中分類	地区	施設名	築年数	延床面積
119	集会施設	小野田	鹿原地区公民館(鹿原地区研修センター)	37	410.74
139	集会施設	小野田	旧郵便局(中区集会所)	23	291.00
55	集会施設	宮崎	寒風沢集会所	79	307.00
56	集会施設	宮崎	北川内集会所	65	249.00
57	集会施設	宮崎	小泉集会所(農繁季節託児所)	49	141.00
58	集会施設	宮崎	桜町集会所	57	113.00
59	集会施設	宮崎	麓集会所	29	52.00
60	集会施設	宮崎	柳沢集会所	28	133.00
61	集会施設	宮崎	鳥嶋集会所	26	122.00
62	集会施設	宮崎	中町集会所	52	111.00
49	産業系施設	小野田	山村活性化支援センター	21	617.62
212	産業系施設	中新田	地域特産生産施設培養棟	28	3,107.14
215	産業系施設	中新田	地域食品加工センター	25	384.00
226	産業系施設	中新田	下新田転作営農研修センター	29	155.00
227	産業系施設	中新田	上多田川林業センター	25	200.00
228	産業系施設	中新田	農村総合管理センター	21	197.00
229	産業系施設	中新田	下狼塚林材振興センター	21	141.00
122	産業系施設	小野田	農村景観活用施設(景勝館)	17	207.00
123	産業系施設	小野田	林泉館	23	937.00
127	産業系施設	小野田	農林産物直売施設(土産センター)	23	517.95
128	産業系施設	小野田	山の幸センター	13	359.00
130	産業系施設	小野田	新規就農者技術修得施設(ファーム)	22	3,308.00
133	産業系施設	小野田	農産物加工施設	18	250.08
242	産業系施設	宮崎	旧大崎西部家畜市場	34	1,834.85

・施設の現況

公民館・文化会館は、16 施設が築 30 年を超過しています。定期点検は、指定管理者により適宜実施しています。日常点検は、町職員の目視により実施しています。集会所では、各施設管理者が個別に対応している状況です。

・管理に関する基本方針

修繕は、各施設管理者が日常的に行っています。今後は、利用者の安心・安全確保の観点から日常点検・定期点検の結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等に取り組めます。

特に、博物館等 4 館は、著しく老朽化が進行し展示品及び収蔵品の保管管理に支障をきたしています。今後は、施設の集約化または統廃合に取り組めます。

(2) 図書館

対象施設数	1 施設
所管課	中新田図書館
総延床面積	約 2,878.00 m ²

対象施設一覧

※築年数は、平成 29 年（2017 年）2 月時点を基準として記載

No.	中分類	地区	施設名	築年数	延床面積
204	図書館	中新田	中新田図書館	23	2,878.00

・施設の現況

図書館は、築 22 年を経過しています。定期点検は、消防・電気設備について、民間委託により実施しています。日常点検は、町職員の目視により実施しています。管理については、施設管理者が対応している状況です。

・管理に関する基本方針

修繕は、施設管理者が日常的に行っています。今後は、利用者の更なる安心・安全確保に努めます。また、利用者ニーズの充実化を図るため、指定管理者制度等の導入を検討します。

(3) 観光施設

対象施設数	12 施設
所管課	宮崎公民館、商工観光課、生涯学習課、森林整備対策室
総延床面積	約 10,571.88 m ²

対象施設一覧

※築年数は、平成 29 年（2017 年）2 月時点を基準として記載

No.	中分類	地区	施設名	築年数	延床面積
52	観光施設	宮崎	宮崎温泉施設等	23	2,692.00
53	観光施設	宮崎	山宝倉	29	370.99
54	観光施設	宮崎	郷土文化保存伝習館	27	385.19
97	観光施設	小野田	大滝農林漁業体験施設	19	405.00
110	観光施設	小野田	宮ヶ森キャンプ場（擬木炊飯舎）	29	36.00
121	観光施設	小野田	薬菜高原温泉保養センター（薬師の湯）	24	2,704.00
125	観光施設	小野田	総合交流ターミナル（ぶな林）	18	1,369.00
131	観光施設	小野田	農山村多目的機能活用施設（駒庄）	21	700.00
132	観光施設	小野田	荒沢自然館	19	415.70
134	観光施設	小野田	野外趣味活動センター（薬菜ハイツ）	38	757.00
136	観光施設	小野田	森林空間活用施設	11	318.00
209	観光施設	中新田	あゆの里物産館	33	419.00

・施設の現況

定期点検は、消防・電気設備について、町職員と民間委託により実施しています。

・管理に関する基本方針

老朽化した施設は今後も増加傾向であるため、今後は、予防保全型維持管理の考えに基づき、定期点検に加え、日常点検を実施し、利用者の安心・安全確保に取り組めます。

(4) スポーツ・レクリエーション施設

対象施設数	14 施設
所管課	生涯学習課
総延床面積	約 23,157.01 m ²

対象施設一覧

※築年数は、平成 29 年（2017 年）2 月時点を基準として記載

No.	中分類	地区	施設名	築年数	延床面積
42	スポーツ施設	宮崎	陶芸の里スポーツ公園	21	6,758.00
100	スポーツ施設	小野田	小野田漆沢地区体育館	26	700.01
113	スポーツ施設	小野田	小野田体育館	43	1,311.00
114	スポーツ施設	小野田	小野田運動場器具庫・便所	42	35.00
115	スポーツ施設	小野田	小野田東部体育館	54	1,017.00
201	スポーツ施設	中新田	中新田体育館	39	3,365.00
202	スポーツ施設	中新田	中新田小体育館	43	471.00
217	スポーツ施設	中新田	中新田 B&G 海洋センター	17	403.00
46	レクリエーション施設	宮崎	田代キャンプ場	29	59.00
112	レクリエーション施設	小野田	小野田コミュニティセンター	45	1,329.00
124	レクリエーション施設	小野田	交流促進センター（都邑館）	22	1,049.00
126	レクリエーション施設	小野田	健康増進施設（ウォーターパーク）	17	4,991.00
129	レクリエーション施設	小野田	農林漁業体験施設（コテージ）	14	1,001.00
233	レクリエーション施設	中新田	ふれあいの森公園パークゴルフ場	16	668.00

・施設の現況

スポーツ施設及びレクリエーション施設は、6 施設が築 30 年を超過しています。本町では、指定管理者制度を導入し、効率的な運営や定期点検及び日常点検を実施しています。

・管理に関する基本方針

指定管理者制度の導入により効率的な運営を推進してきました。今後は、利用者の安心・安全確保の観点から施設管理者と連携を図り、予防保全型の維持管理体制を検討します。

(5) 小・中学校

対象施設数	13 施設
所管課	教育総務課
総延床面積	約 56,026.00 m ²

対象施設一覧

※築年数は、平成 29 年（2017 年）2 月時点を基準として記載

No.	中分類	地区	施設名	築年数	延床面積
27	宮崎	小学校	宮崎小学校	38	2,966.00
28	宮崎	小学校	旭小学校	33	1,661.00
29	宮崎	小学校	賀美石小学校	21	2,914.00
90	小野田	小学校	東小野田小学校	41	3,364.00
91	小野田	小学校	西小野田小学校	39	2,698.00
92	小野田	小学校	鹿原小学校	27	3,523.00
174	中新田	小学校	中新田小学校	47	6,108.00
175	中新田	小学校	鳴瀬小学校	30	4,126.00
176	中新田	小学校	広原小学校	11	4,124.00
177	中新田	小学校	旧上多田川小学校	19	2,549.00
30	宮崎	中学校	宮崎中学校	29	8,084.00
93	小野田	中学校	小野田中学校	31	6,685.00
178	中新田	中学校	中新田中学校	11	7,224.00

・施設の現況

小・中学校は、7 施設が築 30 年を超過しています。小中学校は、建築基準法上の法定点検が義務付けられている施設であり、定期点検や職員による日常点検を実施しています。

・管理に関する基本方針

老朽化した施設は今後も増加傾向ではありますが、学校等の耐震化率は 100.0% となっています。(平成 28 年 3 月現在)

今後は、予防保全型維持管理の考えに基づき、定期点検の結果を踏まえ、施設管理者と連携し、更なる安心・安全確保に取り組めます。

(6) 保育所・幼稚園・こども園

対象施設数	7 施設
所管課	みやざき園、賀美石幼稚園、おのだひがし園、おのだにし園、 中新田保育所
総延床面積	約 5,817.13 m ²

対象施設一覧

※築年数は、平成 29 年（2017 年）2 月時点を基準として記載

No.	中分類	地区	施設名	築年数	延床面積
36	こども園	宮崎	加美町立認定こども園みやざき園	14	1,118.32
101	こども園	小野田	認定こども園おのだひがし園(保育園部)	22	437.00
102	こども園	小野田	認定こども園おのだにし園(保育園部)	28	417.92
103	こども園	小野田	認定こども園おのだひがし園(幼稚園部)	26	552.73
104	こども園	小野田	認定こども園おのだにし園(幼稚園部)	24	486.66
189	保育所	中新田	中新田保育所	12	2,104.50
37	幼稚園	宮崎	賀美石幼稚園	24	700.00

・施設の現況

保育所・幼稚園・こども園は、施設管理者により定期点検や日常点検を実施しています。

・管理に関する基本方針

今後、数年後には築 30 年を超過する施設が多いため、予防保全型維持管理の考えに基づき、定期点検に加え、日常点検を実施し、利用者の安心・安全確保に取り組みます。

(7) 児童館

対象施設数	4 施設
所管課	子育て支援室、中新田児童館、広原児童館、みなみ児童館
総延床面積	約 1,491.00 m ²

対象施設一覧

※築年数は、平成 29 年（2017 年）2 月時点を基準として記載

No.	中分類	地区	施設名	築年数	延床面積
193	児童館	中新田	中新田児童館	21	588.71
200	児童館	中新田	研修センター（広原児童館）	24	375.39
241	児童館	小野田	小野田中央児童遊園	43	30.24
194	児童館	中新田	勤労福祉研修センター（南町児童館）	18	496.66

・施設の現況

児童館は、1 施設が築 30 年を超過しています。管理体制については、施設管理者による定期点検、日常点検を実施しています。広原児童館は、研修センターとして利用しています。

・管理に関する基本方針

運営方針は、これまで通り、児童の健全な遊び場の提供を推進します。施設管理は、定期点検や日常点検の結果を踏まえ、利用者の安心・安全確保に取り組めます。

(8) 保健・福祉施設

対象施設数	17 施設
所管課	総務課、保健福祉課、農林課、宮崎福祉センター、小野田福祉センター、中新田福祉センター、母子生活支援センター
総延床面積	約 10,592.57 m ²

対象施設一覧

※築年数は、平成 29 年（2017 年）2 月時点を基準として記載

No.	中分類	地区	施設名	築年数	延床面積
108	高齢者福祉施設	小野田	小野田西部サービスセンター	15	471.10
222	高齢者福祉施設	中新田	田川老人憩いの家	26	97.00
223	高齢者福祉施設	中新田	白子田老人憩いの家	25	86.00
224	高齢者福祉施設	中新田	下多田川老人憩いの家	24	101.00
225	高齢者福祉施設	中新田	菜切谷老人憩いの家	23	101.00
244	高齢者福祉施設	小野田	ふながた山荘	14	96.39
195	障害福祉施設	中新田	クローバーハウス	30	269.79
237	障害福祉施設	中新田	障害者自立支援センター	35	729.30
38	その他社会福祉施設等	宮崎	宮崎福祉センター	23	2,479.84
105	その他社会福祉施設等	小野田	小野田福祉センター	19	1,781.76
107	その他社会福祉施設等	小野田	加美町社協ヘルパーステーション	18	273.00
190	その他社会福祉施設等	中新田	福祉会館	38	470.00
191	その他社会福祉施設等	中新田	中新田福祉センター	25	1,394.00
192	その他社会福祉施設等	中新田	ホームヘルパー事務所	14	138.78
196	その他社会福祉施設等	中新田	母子生活支援センター	32	1,097.08
205	その他社会福祉施設等	中新田	農村婦人の家	31	246.64
106	保健施設	小野田	保健センター	29	759.89

- ・ **施設の現況**

保健・福祉施設は、5施設が築30年を超過しています。定期点検は、施設管理者により実施しています。

- ・ **管理に関する基本方針**

老朽化した施設は今後も増加傾向にあるため、今後は、予防保全型維持管理の考えに基づき、定期点検の結果を踏まえ、施設管理者と連携しながら更なる安心・安全確保に取り組めます。

(9) 庁舎等行政系施設

対象施設数	91 施設
所管課	総務課、町民課、生涯学習課、商工観光課、危機管理室、小野田文化施設、農林課、建設課、小野田支所、宮崎支所
総延床面積	約 20,556.54 m ²

対象施設一覧 (1/4)

※築年数は、平成 29 年 (2017 年) 2 月時点を基準として記載

No.	中分類	地区	施設名	築年数	延床面積
1	庁舎・支所等	宮崎	宮崎支所	38	2,913.47
64	庁舎・支所等	小野田	小野田支所	47	1,919.78
149	庁舎・支所等	中新田	加美町役場本庁舎	51	2,007.00
2	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (切込)	26	10.00
3	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (寒風沢)	51	10.00
5	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (鳥島)	47	10.00
6	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (小泉)	51	10.00
7	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (旭)	49	23.00
8	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (鳥屋ヶ崎)	22	23.00
9	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (中町)	24	23.00
10	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (下町)	24	23.00
11	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (小泉)	24	23.00
12	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (上小路一)	23	23.00
13	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (上町)	23	23.00
14	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (米泉)	22	23.00
15	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (柳沢)	21	23.00
16	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (根岸)	21	23.00
17	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (鶯沢)	19	23.00
18	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (北永志田)	18	23.00
19	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (袋)	14	23.00
20	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (本郷)	14	23.00
21	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (東町)	12	23.00
22	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (北川内)	12	23.00
23	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (下小路)	12	23.00
24	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (南永志田)	12	23.00

対象施設一覧 (2/4)

No.	中分類	地区	施設名	築年数	延床面積
25	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (西川北)	12	23.00
26	消防施設	宮崎	消防ポンプ車格納庫 (孫沢)	12	23.00
63	消防施設	宮崎	旧消防署宮崎派出所	36	78.00
65	消防施設	小野田	漆沢消防ポンプ置場	17	16.60
66	消防施設	小野田	門沢消防ポンプ置場	18	15.36
67	消防施設	小野田	芋沢消防ポンプ置場	28	9.90
68	消防施設	小野田	小瀬消防ポンプ置場	23	13.50
69	消防施設	小野田	原消防ポンプ置場	23	20.01
70	消防施設	小野田	長清水消防ポンプ置場	15	16.59
71	消防施設	小野田	西上野目消防ポンプ置場	24	13.50
72	消防施設	小野田	味ヶ袋消防ポンプ置場	27	10.08
73	消防施設	小野田	東上野目消防ポンプ置場	24	13.50
74	消防施設	小野田	原町消防ポンプ置場	22	13.50
75	消防施設	小野田	北鹿原消防ポンプ置場	16	16.60
76	消防施設	小野田	滝庭消防ポンプ置場	51	9.72
77	消防施設	小野田	南鹿原消防ポンプ置場	21	16.59
78	消防施設	小野田	青野消防ポンプ置場	20	4.86
79	消防施設	小野田	谷地袋消防ポンプ置場	26	10.08
80	消防施設	小野田	雷消防ポンプ置場	21	16.59
81	消防施設	小野田	城内消防ポンプ置場	18	9.72
82	消防施設	小野田	上区消防ポンプ置場	50	12.68
83	消防施設	小野田	中区消防備蓄倉庫	37	25.96
84	消防施設	小野田	下区・北区消防ポンプ置場	17	16.59
85	消防施設	小野田	下野目消防ポンプ置場	25	12.30
86	消防施設	小野田	月崎消防ポンプ置場	24	13.50
87	消防施設	小野田	中嶋消防ポンプ置場	14	22.00
150	消防施設	中新田	田川消防ポンプ置場	49	8.63
151	消防施設	中新田	岡町消防ポンプ置場	37	29.16
152	消防施設	中新田	町裏消防ポンプ置場	49	26.64
153	消防施設	中新田	新丁消防ポンプ置場	19	14.04
154	消防施設	中新田	城内消防ポンプ置場	39	14.58
155	消防施設	中新田	西町消防ポンプ置場	23	26.46

対象施設一覧 (3/4)

No.	中分類	地区	施設名	築年数	延床面積
156	消防施設	中新田	上狼塚消防ポンプ置場	44	19.90
157	消防施設	中新田	上狼塚北消防ポンプ置場	24	19.44
158	消防施設	中新田	下多田川消防ポンプ置場	41	19.44
159	消防施設	中新田	上多田川鎗道消防ポンプ置場	38	19.44
160	消防施設	中新田	上多田川東原消防ポンプ置場	31	16.20
161	消防施設	中新田	白子田消防ポンプ置場	31	16.20
162	消防施設	中新田	城生消防ポンプ置場	29	14.58
163	消防施設	中新田	沖消防ポンプ置場	23	19.00
164	消防施設	中新田	宿消防ポンプ置場	23	9.94
165	消防施設	中新田	岡消防ポンプ置場	39	19.44
166	消防施設	中新田	下狼塚消防ポンプ置場	44	19.44
167	消防施設	中新田	下新田上消防ポンプ置場	43	10.92
168	消防施設	中新田	下新田下消防ポンプ置場	29	10.50
169	消防施設	中新田	平柳消防ポンプ置場	37	19.44
44	その他行政系施設	宮崎	宮崎教員住宅	39	628.00
45	その他行政系施設	宮崎	旧宮崎中学校	50	549.02
50	その他行政系施設	宮崎	まちづくりセンター	24	556.00
120	その他行政系施設	小野田	防雪センター	36	373.81
137	その他行政系施設	小野田	旧役場庁舎	42	271.00
138	その他行政系施設	小野田	小野田葉菜原放牧場(施設群)	20	2,747.15
140	その他行政系施設	小野田	旧漆沢ダム寄宿舎「軽井沢荘」	37	91.00
141	その他行政系施設	小野田	漆沢試験室	56	78.00
143	その他行政系施設	小野田	牛の放牧実験場(旧果樹集荷所)	29	735.00
144	その他行政系施設	小野田	牛の放牧実験場(旧販売休憩施設)	29	165.00
145	その他行政系施設	小野田	牛の放牧実験場(旧リンゴ選果所)	29	1,125.00
146	その他行政系施設	小野田	町営放牧場施設	29	2,272.00
147	その他行政系施設	小野田	漆沢除雪現場事務所用地	27	569.00
148	その他行政系施設	小野田	旧森林組合加美支所	26	537.00
218	その他行政系施設	中新田	西町駐車場(便所)	45	7.00

対象施設一覧 (4/4)

No.	中分類	地区	施設名	築年数	延床面積
219	その他行政系施設	中新田	南町駐車場管理事務所	24	17.00
220	その他行政系施設	中新田	旧法務局	15	433.00
236	その他行政系施設	中新田	中新田教員住宅	26	694.00
239	その他行政系施設	中新田	旧営林署	68	509.00
240	その他行政系施設	中新田	共同放牧場監視舎	46	98.19
245	その他行政系施設	小野田	ホテルやくらいウエスト	21	2,337.11

・施設の現況

庁舎等行政系施設は、33 施設が築 30 年を超過しています。庁舎等行政系施設は、建築基準法上の法定点検が義務付けられている施設であり、建築設備等の定期点検や職員による日常点検を実施しています。

・管理に関する基本方針

老朽化した施設は今後も増加傾向にあるため、今後は、予防保全型維持管理の考えに基づき、定期点検の結果を踏まえ、施設管理者と連携しながら更なる安心・安全確保に取り組めます。

(10) 町営住宅

対象施設数	13 施設
所管課	町民課
総延床面積	約 24,421.28 m ²

対象施設一覧

※築年数は、平成 29 年（2017 年）2 月時点を基準として記載

No.	中分類	地区	施設名	築年数	延床面積
31	町営住宅	宮崎	町営屋敷住宅	33	2,196.00
32	町営住宅	宮崎	町営上石住宅	13	1,415.00
33	町営住宅	宮崎	町営鳥屋ヶ崎住宅	59	320.00
34	町営住宅	宮崎	町営旭住宅	32	765.00
35	町営住宅	宮崎	町営上小路住宅	40	1,305.00
94	町営住宅	小野田	町営北原住宅	18	3,841.00
95	町営住宅	小野田	町営小野田城内住宅	36	1,298.40
96	町営住宅	小野田	下夕川原特定公共賃貸住宅	20	2,340.00
179	町営住宅	中新田	町営中新田城内住宅	38	221.88
180	町営住宅	中新田	町営田川住宅	25	2,386.00
181	町営住宅	中新田	町営並柳住宅	29	3,349.00
183	町営住宅	中新田	町営一本杉住宅	45	870.00
184	町営住宅	中新田	町営前田住宅	45	4,114.00

・施設の現況

町営住宅は、8 施設が築 30 年を超過しています。町営住宅は、建築基準法上の法定点検が義務付けられている施設であり、建築設備等の定期点検や職員による日常点検を実施しています。

・管理に関する基本方針

老朽化した施設は今後も増加傾向にあるため、定期点検の結果により施設の老朽化状況を把握し、施設管理者と連携しながら更なる安心・安全確保に取り組めます。

(11) その他

対象施設数	21 施設
所管課	総務課、農林課、建設課、商工観光課、上下水道課、 企画財政課
総延床面積	約 2,873.47 m ²

対象施設一覧

※築年数は、平成 29 年（2017 年）2 月時点を基準として記載

No.	中分類	地区	施設名	築年数	延床面積
88	供給処理施設	小野田	小野田浄化センター	24	523.00
89	供給処理施設	小野田	滝庭簡易給水施設	26	8.00
109	供給処理施設	小野田	松本家住宅見学者トイレ	19	8.81
170	供給処理施設	中新田	中新田浄化センター	24	1,147.00
171	供給処理施設	中新田	菜切谷中継ポンプ場	5	24.00
173	供給処理施設	中新田	多田川浄水場	20	129.00
98	公園	小野田	下原緑地公園（公園トイレ）	21	4.00
99	公園	小野田	中央緑地公園（公園トイレ）	21	28.00
135	公園	小野田	山村ふれあい公園（管理棟・倉庫等）	13	323.00
185	公園	中新田	さわざくら公園（公園トイレ）	30	36.75
186	公園	中新田	菜切谷公園（公園トイレ）	25	4.00
187	公園	中新田	鳴瀬川中新田緑地公園（公園トイレ）	5	12.90
188	公園	中新田	御仮屋児童遊園（公園トイレ）	25	4.00
234	公園	中新田	青木原農村公園（公園トイレ）	27	5.00
235	公園	中新田	平柳農村公園（公園トイレ）	24	7.00
47	その他	宮崎	（旧）軽種馬種付所	65	291.00
210	その他	中新田	あゆ養殖施設（下川原）	32	178.00
211	その他	中新田	あゆ養殖施設（上多田川）	34	119.00
216	その他	中新田	バス待合所	26	7.00
238	その他	中新田	新丁（倉庫）	-	14.00

- ・ **施設の現況**

その他の施設は、4施設が築30年を超過しています。公園の日常点検は、施設管理者が遊具を点検・確認し利用者の安全確保に努めています。供給処理施設のうち、下水道施設及び水道施設は民間へ委託し、施設管理者により定期点検・日常点検を実施しています。

- ・ **管理に関する基本方針**

修繕は、不具合が発生した場合や指定管理者から要請があった場合に速やかに実施します。

4. 2 インフラの管理に関する基本方針

(1) 道路・橋梁

道路は、定期点検や日常点検を行い、長期的な管理体制の構築に取り組めます。

橋梁は、「加美町橋梁長寿命化修繕計画」（平成 28 年 3 月）に基づき、予防保全型維持管理の観点からライフサイクルコストの縮減を推進し、地域道路ネットワークの安全性・信頼性の向上に取り組めます。

(2) 下水道

下水道は、「加美町下水道事業経営戦略」（平成 28 年 8 月）に基づき、適切な事業計画と財政計画による経営を行います。また、業務の積極的な効率化とコスト削減を図ります。

簡易排水事業は、今後も民間委託による業務効率化を図りつつ、将来的には包括的な民間委託等により、更なる効率的な事業執行に取り組めます。

(3) 上水道

上水道は、「加美町上水道口径別配水管調書」に記載のとおり、配水管全長 368,651.40m のうち、40 年を超過した管路延長が 112,491.28m (30.5%)、30 年以上 40 年未満の管路が 156,533.30m (42.4%) となっており、老朽化が進行しています。

今後は、国土交通省「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、長寿命化計画を策定し、定期点検や日常点検を行いながら長期的な維持管理の推進に取り組めます。

(4) 公園

町が管理する公園は、平成 28 年 2 月末現在 21 箇所（437,678 m²）あり、平成 19 年度～平成 27 年度の維持管理費は、平均で約 3,380 万円となっています。

今後は、国土交通省「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、長寿命化計画を策定します。また、公園利用については「加美町スポーツ振興基本計画（第 2 期計画）」（平成 25 年度～27 年度）に基づき、町民の生涯スポーツの推進や総合型地域スポーツクラブの育成の場としても活用していきます。

第5章 公共施設等総合管理計画の推進に向けて

5. 1 推進体制の整備

本計画に基づく取組みについて、全庁的な整合性を図りながら着実に推進させるため、庁内推進体制の構築を検討します。

5. 2 情報公開による問題意識の共有化

本町の公共施設等の実態に関する情報を開示し町民と問題意識を共有し、公共施設等の今後を共に考えていく必要があります。

情報の開示により、多くの町民、議員と問題意識を共通化し、それぞれが今後の本町の公共施設等に係る問題の解決に向かい、有効な個別計画を策定し行動できる環境づくりに努めます。

5. 3 住民協働と官民連携の推進

本計画及び個別計画の推進にあたっては、町民への意見聴取、公共施設等に関するアンケートの実施などの内容を踏まえ合意形成に努めます。

事業の実施にあたっては、コスト削減やサービスの向上を目指し、有効な効果が期待できる指定管理者制度や PFI/PPP などの官民連携手法を積極的に導入し、地域経済の活性化と地元雇用創出につながる仕組みを検討します。

5. 4 地方公会計制度改革の取組みとの連携

本町では、地方公会計制度導入に向け、固定資産台帳の作成、財務 4 表の作成を現在進めているところです。これにより施設ごとのコストを見える化することとなるため、これに基づき財政マネジメント、公共施設マネジメントへの活用を検討していきます。

5. 5 公共交通との連携

本町は平成 15 年（2003 年）4 月 1 日に市町村合併したことから、今後の公共施設の配置計画においては、中新田地区、小野田地区、宮崎地区それぞれの地区における町民の利用状況やコスト状況、人口動態や公共交通との連携を含めた利便性向上等に配慮した施設のあり方を検討します。

5. 6 個別施設計画の策定に向けて

各施設管理者において、今後本計画に基づき修繕計画や長寿命化計画等の具体的な施設毎の方針を示す個別施設計画を策定します。

5. 7 計画の進行管理

本計画は、本町の財政状況や社会変動を考慮し、適切な点検等を行いながら「Plan(計画の策定)⇒Do(計画の実施)⇒Study(点検・評価からの学び)⇒Action(改善策の検討)」のPDSAサイクルによる進行管理を用い、本計画の見直しが必要な場合には、適宜見直しを実施します。

計画の見直しにあたっては、庁内組織における検討に加えて、町民、議会への報告・公表、意見聴取などを行い、理解を得ることに努めます。

図 5-1 PDSA サイクルに基づく公共施設等の維持管理・運営の推進イメージ

